工　事　設　計　書

工事設計書のダウンロードにあたって

　知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における１次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による２次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省　関東地方整備局
横浜国道事務所

鏡

１．工事名

工事名	Ｒ７横環南新小雀高架橋上部工事（当初）
工事地名	神奈川県横浜市戸塚区小雀町地先

２．工事内容

１）	発注年月	令和 7年10月	１２）	設 計 年 月	令和 8年 1月	
２）	事務所名	横浜国道事務所　工務課	１３）	機械損料一括補正	0	労務費一括割増　0%
３）	工事番号	2025100012	１４）	単価適用年月	2026年 1月	
４）	契約区分	国債（翌債を含む）の本官	１５）	歩掛適用年月	2026年 1月	
５）	変更回数	0回	１６）	前請負工事費	0	
６）	主 工 種	ＰＣ橋工事	１７）	前請負代金額	0	
７）	工 事 量		１８）	調 整 区 分	0	
８）	工　　期	687日間　自　令和 8年 2月10日	１９）	共通仮設費対象額		
		（当初）　至　令和 9年12月28日	２０）	現場管理費対象額		
		（ 0回変更）　至　年 月 日	２１）	一般管理費等対象額		
９）	施 工 県	神奈川県	２２）	処 分 費 等	0	
１０）	地　　区	横浜地区	２３）	公 告 日	令和 7年10月 3日	
１１）	河川・路線	一般国道４６８号	２４）	入 札 締 切 日	年 月 日	

３．予算科目

1）　予算科目：	2）　目：	3）　目の細分：	4）　事業名：

設計内訳書

工事名	Ｒ７横環南新小雀高架橋上部工事（当初）	（当　初）	事業区分	道路新設･改築
			工事区分	ｺﾝｸﾘｰﾄ橋上部

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
ｺﾝｸﾘｰﾄ橋上部		式	1		810,809,921			
PC橋工		式	1		706,622,441			
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｾｸﾞﾒﾝﾄ製作工		式	1		236,800,000			
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｾｸﾞﾒﾝﾄ製作	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｾｸﾞﾒﾝﾄ桁	本	20	11,840,000	236,800,000			単-1号
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｾｸﾞﾒﾝﾄ主桁組立工		式	1		76,540,000			
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｾｸﾞﾒﾝﾄ主桁組立	2200kN(225t)型(12S12.7B)	本	20	3,827,000	76,540,000			単-2号
支承工		式	1		205,028,545			
ｺﾞﾑ支承 A1	PC4径間ﾎﾟｽﾃﾝｺﾝﾎﾞ橋 反力 153.27ｔ 1.190 ×0.97	個	5	5,321,000	26,605,000			単-3号
ｺﾞﾑ支承 P1	PC4径間ﾎﾟｽﾃﾝｺﾝﾎﾞ橋 反力 171.84ｔ 1.210 ×0.92	個	10	5,470,000	54,700,000			単-4号
ｺﾞﾑ支承 P2	PC4径間ﾎﾟｽﾃﾝｺﾝﾎﾞ橋 反力 164.39ｔ 1.190 ×0.92	個	10	5,123,000	51,230,000			単-5号
ｺﾞﾑ支承 P3	PC4径間ﾎﾟｽﾃﾝｺﾝﾎﾞ橋 反力 165.82ｔ 1.150 ×0.92	個	10	4,063,000	40,630,000			単-6号
ｺﾞﾑ支承 A2	PC4径間ﾎﾟｽﾃﾝｺﾝﾎﾞ橋 反力 155.82ｔ 1.240 ×0.97	個	5	6,267,000	31,335,000			単-7号

設計内訳書

工事名	Ｒ７横環南新小雀高架橋上部工事（当初）　　（当　初）	事業区分	道路新設･改築
		工事区分	ｺﾝｸﾘｰﾄ橋上部

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
鉄筋	SD345 D13 ｴﾎﾟｷｼ樹脂鉄筋	t	1.85	285,700	528,545			単-8号
架設工(ｸﾚｰﾝ架設)		式	1		44,120,000			
桁架設	ﾎﾟｽﾄﾃﾝｼｮﾝ桁	本	20	2,206,000	44,120,000			単-9号
横組・連結工		式	1		59,481,446			
鉄筋 (1)	SD345 D13	t	8.24	313,000	2,579,120			単-10号
鉄筋 (2)	SD345 D16～25	t	13.96	310,900	4,340,164			単-11号
ｺﾝｸﾘｰﾄ	30-15-25 (20) (早強) W/C43%以下 散水養生有り ｺﾝｸﾘｰﾄ夜間割増無	m3	174	116,600	20,288,400			単-12号
PCｹｰﾌﾞﾙ	ｼﾝｸﾞﾙｽﾄﾗﾝﾄﾞｼｽﾃﾑ 570kN(60t)(1S21.8)	m	1,129	3,698	4,175,042			単-13号
緊張	ｼﾝｸﾞﾙｽﾄﾗﾝﾄﾞｼｽﾃﾑ 570kN(60t)(1S21.8) 固定側(緊張用)	ｹｰﾌﾞﾙ	92	25,000	2,300,000			単-14号
足場		m	129	166,500	21,478,500			単-15号
防護		m2	1,660	742	1,231,720			単-16号

設計内訳書

工事名	Ｒ７横環南新小雀高架橋上部工事（当初）　（当　初）	事業区分	道路新設･改築
		工事区分	ｺﾝｸﾘｰﾄ橋上部

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
登り桟橋		箇所	5	617,700	3,088,500			単-17号
PCｺﾝﾎﾟ橋床板工		式	1		73,952,242			
PC板支承		m	476	2,442	1,162,392			単-18号
PC板敷設	t=80mm	枚	480	65,480	31,430,400			単-19号
継目		m	817	582.3	475,739			単-20号
鉄筋 (1)	SD345 D13	t	3.03	169,700	514,191			単-21号
鉄筋 (2)	SD345 D16～25	t	113.45	167,600	19,014,220			単-22号
ｺﾝｸﾘｰﾄ	30-12-25(20)(普通) W/C55%以下	m3	364	34,010	12,379,640			単-23号
調整コンクリート	24-12-25 (20) N W/C55%以下	m3	124	31,840	3,948,160			単-24号
型枠(PCｺﾝﾎﾟ床版工)		m2	250	20,110	5,027,500			単-25号
ｺﾝｸﾘｰﾄ塗装工		式	1		898,608			
ｺﾝｸﾘｰﾄ塗装	CC-A	m2	97	9,264	898,608			単-26号

設計内訳書

工事名	Ｒ７横環南新小雀高架橋上部工事（当初）	（当　初）	事業区分	道路新設･改築
			工事区分	ｺﾝｸﾘｰﾄ橋上部

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
剥落防止工		式	1		9,801,600			
剥落防止	砂付ｱﾗﾐﾄﾞ三軸ﾒｯｼｭｼｰﾄ	m2	960	10,210	9,801,600			単-27号
橋梁付属物工		式	1		99,617,880			
伸縮装置工		式	1		40,921,800			
鋼･ｺﾞﾑ製伸縮装置	ﾓｼﾞｭﾗｰ・ｼﾞｮｲﾝﾄ形式	m	28.3	1,446,000	40,921,800			単-28号
排水装置工		式	1		6,819,100			
排水桝	排水桝A	箇所	11	108,700	1,195,700			単-29号
排水管	VP管	m	145	34,620	5,019,900			単-30号
橋面排水		箇所	10	60,350	603,500			単-31号
橋梁用高欄工		式	1		12,990,188			
鉄筋 (1)	SD345 D13	t	12.78	179,600	2,295,288			単-32号
鉄筋 (2)	SD345 D13 ｴﾎﾟｷｼ樹脂鉄筋	t	0.64	285,700	182,848			単-33号

設計内訳書

工事名	Ｒ７横環南新小雀高架橋上部工事（当初）	（当　初）	事業区分	道路新設･改築
			工事区分	ｺﾝｸﾘｰﾄ橋上部

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
鉄筋 (3)	SD345 D16～25	t	1.36	177,600	241,536			単-34号
鉄筋 (4)	SD345 D16 ｴﾎﾟｷｼ樹脂鉄筋	t	0.03	278,500	8,355			単-35号
ｺﾝｸﾘｰﾄ	30-12-25 (20) 高炉 W/C=55%以下	m3	89	31,900	2,839,100			単-36号
型枠	一般型枠	m2	550	10,760	5,918,000			単-37号
伸縮目地	樹脂発泡体 t=10mm	m2	1	3,965	3,965			単-38号
Vｶｯﾄ目地		m	92	6,398	588,616			単-39号
遮音壁ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ (1)	支柱間隔4m H=2m	m	220	2,183	480,260			単-40号
遮音壁ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ (2)	支柱間隔2m H=4m	m	30	12,570	377,100			単-41号
遮音壁ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ (3)	支柱間隔2m H=2m	m	4	13,780	55,120			単-42号
配管･配線工		式	1		3,114,892			
屋外配管 (1)	硬質ﾋﾞﾆﾙ電線管 径 54ｍｍ	m	526	4,840	2,545,840			単-43号
屋外配管 (2)	硬質ﾋﾞﾆﾙ電線管 径 42ｍｍ	m	132	4,311	569,052			単-44号

設計内訳書

工事名	Ｒ７横環南新小雀高架橋上部工事（当初）　（当　初）	事業区分	道路新設･改築
		工事区分	ｺﾝｸﾘｰﾄ橋上部

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
ﾌﾟﾙﾎﾞｯｸｽ設置工		式	1		1,994,200			
ﾌﾟﾙﾎﾞｯｸｽ設置 (1)	HH 600×650×200	個	6	173,100	1,038,600			単-45号
ﾌﾟﾙﾎﾞｯｸｽ設置 (2)	HH-FE 600×350×185/220	個	2	281,500	563,000			単-46号
ﾌﾟﾙﾎﾞｯｸｽ設置 (3)	HH-F4 1000×350×185/220	個	1	392,600	392,600			単-47号
検査路工		式	1		32,881,200			
検査路		m	132	249,100	32,881,200			単-48号
銘板工		式	1		896,500			
銘板	材質:JIS H 2202 鋳物用銅合金地金 600×400×13	枚	5	179,300	896,500			単-49号
仮設工		式	1		4,569,600			
交通管理工		式	1		4,569,600			
交通誘導警備員		人日	256	17,850	4,569,600			単-50号
直接工事費		式	1		810,809,921			

設計内訳書

工事名	Ｒ７横環南新小雀高架橋上部工事（当初）	（当　初）	事業区分	道路新設･改築
			工事区分	ｺﾝｸﾘｰﾄ橋上部

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
共通仮設費		式	1		69,793,000			
共通仮設費		式	1		24,019,000			
運搬費		式	1		20,469,000			
重建設機械分解組立輸送費		回	3	6,823,000	20,469,000			単-51号
現場環境改善費（率計上）		式	1		3,550,000			
共通仮設費（率計上）		式	1		45,774,000			
純工事費		式	1		880,602,921			
現場管理費		式	1		184,306,000			
工事原価		式	1		1,064,908,921			
一般管理費等		式	1		128,001,079			
工事価格		式	1		1,192,910,000			
消費税相当額		式	1		119,291,000			

設計内訳書

工事名	Ｒ７横環南新小雀高架橋上部工事（当初）　（当　初）	事業区分	道路新設･改築
		工事区分	ｺﾝｸﾘｰﾄ橋上部

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
工事費計		式	1		1,312,201,000			

１次単価表

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－1号	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｾｸﾞﾒﾝﾄ製作	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｾｸﾞﾒﾝﾄ桁	単位	本	数量	20	単価	11,840,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
【A1~P1径間G1】						
材料費（本）		本	1	12,100,000	12,100,000	
【A1~P1径間G2~G4】						
材料費（本）		本	3	12,000,000	36,000,000	
【A1~P1径間G5】						
材料費（本）		本	1	12,100,000	12,100,000	
【P1~P2径間G1】						
材料費（本）		本	1	11,700,000	11,700,000	
【P1~P2径間G2~G4】						
材料費（本）		本	3	11,600,000	34,800,000	
【P1~P2径間G5】						

１次単価表

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－1号	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｾｸﾞﾒﾝﾄ製作	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｾｸﾞﾒﾝﾄ桁	単位	本	数量	20	単価	11,840,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
材料費（本）		本	1	11,700,000	11,700,000	
【P2~P3径間G1】						
材料費（本）		本	1	11,700,000	11,700,000	
【P2~P3径間G2~G4】						
材料費（本）		本	3	11,600,000	34,800,000	
【P2~P3径間G5】						
材料費（本）		本	1	11,700,000	11,700,000	
【P3~A2径間G1】						
材料費（本）		本	1	12,100,000	12,100,000	
【P3~A2径間G2~G4】						
材料費（本）		本	3	12,000,000	36,000,000	

１次単価表

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－1号	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｾｸﾞﾒﾝﾄ製作	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｾｸﾞﾒﾝﾄ桁	単位	本	数量	20	単価	11,840,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
【P3~A2径間G5】						
材料費（本）		本	1	12,100,000	12,100,000	
計					236,800,000	
単価					11,840,000	円／本

１次単価表

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－2号	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｾｸﾞﾒﾝﾄ主桁組立	2200kN(225t)型(12S12.7B)	単位	本	数量	20	単価	3,827,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
プレキャストセグメント主桁組立工	PCｺﾝﾎﾟ桁 多径間 架設桁架設（併用架設を含む）以外 5分割 2.1m 156.7m/本	本	5	1,801,000	9,005,000	
プレキャストセグメント主桁組立工	PCｺﾝﾎﾟ桁 多径間 架設桁架設（併用架設を含む）以外 5分割 2.1m 156.9m/本	本	10	1,802,000	18,020,000	
プレキャストセグメント主桁組立工	PCｺﾝﾎﾟ桁 多径間 架設桁架設（併用架設を含む）以外 5分割 2.1m 156.8m/本	本	5	1,801,000	9,005,000	
軌道設置・撤去		m	155.8	11,290	1,758,982	
移動式クレーン運転費（賃料） 【組立用ｸﾚｰﾝ】	ﾄﾗｯｸｸﾚｰﾝ油圧伸縮ｼﾞﾌﾞ型 360t吊 標準(1.0)	日	17	651,000	11,067,000	
移動式クレーン運転費（賃料） 【組立用ｸﾚｰﾝ】	ﾄﾗｯｸｸﾚｰﾝ油圧伸縮ｼﾞﾌﾞ型 550t吊 標準(1.0)	日	6	1,010,000	6,060,000	
移動式クレーン運転費（賃料） 【架設用ｸﾚｰﾝ待機】	ﾄﾗｯｸｸﾚｰﾝ油圧伸縮ｼﾞﾌﾞ型 550t吊 標準(1.0)	日	20	1,010,000	20,200,000	
ＰＣ　緊張ジャッキ　損料	１２Ｓ１２．７Ｂ（ポンプ含む）	供用日	136	10,400	1,414,400	
計					76,530,382	
単価					3,827,000	円／本

１次単価表

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－3号	ｺﾞﾑ支承 A1	PC4径間ﾎﾟｽﾃﾝｺﾝﾎﾞ橋 反力 153.27ｔ 1.190×0.97	単位	個	数量	1	単価	5,321,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ゴム支承Ｂタイプ据付	0.246m3/個 標準	個	1	5,321,000	5,321,000	
計					5,321,000	
単価					5,321,000	円／個

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－4号	ｺﾞﾑ支承 P1	PC4径間ﾎﾟｽﾃﾝｺﾝﾎﾞ橋 反力 171.84ｔ 1.210×0.92	単位	個	数量	1	単価	5,470,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ゴム支承Ｂタイプ据付	0.309m3/個 標準	個	1	5,470,000	5,470,000	
計					5,470,000	
単価					5,470,000	円／個

１次単価表

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－5号	ｺﾞﾑ支承 P2	PC4径間ﾎﾟｽﾃﾝｺﾝﾎﾞ橋 反力 164.39ｔ 1.190×0.92	単位	個	数量	1	単価	5,123,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ゴム支承Ｂタイプ据付	0.285m3/個 標準	個	1	5,123,000	5,123,000	
計					5,123,000	
単価					5,123,000	円／個

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－6号	ｺﾞﾑ支承 P3	PC4径間ﾎﾟｽﾃﾝｺﾝﾎﾞ橋 反力 165.82ｔ 1.150×0.92	単位	個	数量	1	単価	4,063,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ゴム支承Ｂタイプ据付	0.22m3/個 標準	個	1	4,063,000	4,063,000	
計					4,063,000	
単価					4,063,000	円／個

１次単価表

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－7号	ｺﾞﾑ支承 A2	PC4径間ﾎﾟｽﾃﾝｺﾝﾎﾞ橋 反力 155.82ｔ 1.240×0.97	単位	個	数量	1	単価	6,267,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ゴム支承Ｂタイプ据付	0.332m3/個 標準	個	1	6,267,000	6,267,000	
計					6,267,000	
単価					6,267,000	円／個

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－8号	鉄筋	SD345 D13 ｴﾎﾟｷｼ樹脂鉄筋	単位	t	数量	1	単価	285,700

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鉄筋工［市場単価］	各種 一般構造物 10t以上(標準) 無 無 無 無 補正無(鉄筋割合10%未満含む) 補正無(一般構造物)	t	1	285,700	285,700	
計					285,700	
単価					285,700	円／t

１次単価表

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－9号	桁架設	ﾎﾟｽﾄﾃﾝｼｮﾝ桁	単位	本	数量	20	単価	2,206,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ﾄﾗｯｸｸﾚｰﾝによる架設(橋梁下)	ﾎﾟｽﾄﾃﾝｼｮﾝ桁 60t/本以上100t/本未満 360t×1台･550t	本	15	2,116,000	31,740,000	
上100t/本未満 360t×1台･550t						
ﾄﾗｯｸｸﾚｰﾝによる架設(橋梁下)	ﾎﾟｽﾄﾃﾝｼｮﾝ桁 60t/本以上100t/本未満 550t×2台	本	5	2,475,000	12,375,000	
上100t/本未満 550t×2台						
計					44,115,000	
単価					2,206,000	円／本

１次単価表

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－10号	鉄筋 (1)	SD345 D13	単位	t	数量	1	単価	313,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
横組鉄筋工	SD345 D13	t	1	313,000	313,000	
計					313,000	
単価					313,000	円／t

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－11号	鉄筋 (2)	SD345 D16～25	単位	t	数量	1	単価	310,900

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
横組鉄筋工	SD345 D16～25	t	1	310,900	310,900	
計					310,900	
単価					310,900	円／t

１次単価表

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－12号	ｺﾝｸﾘｰﾄ	30-15-25 (20) (早強) W/C43%以下 散水養生有り ｺﾝｸﾘｰﾄ夜間割増無	単位	m3	数量	1	単価	116,600

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
横組コンクリート工	ﾌﾟﾚﾃﾝｼｮﾝT桁・ﾎﾟｽﾄﾃﾝｼｮﾝ桁 各種 有 ﾌﾞｰﾑ打設	ｍ３	1	116,600	116,600	
計					116,600	
単価					116,600	円／m3

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－13号	PCｹｰﾌﾞﾙ	ｼﾝｸﾞﾙｽﾄﾗﾝﾄﾞｼｽﾃﾑ 570kN(60t)(1S21.8)	単位	m	数量	1	単価	3,698

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ＰＣ工	ﾎﾟｽﾄﾃﾝｼｮﾝ桁 ｼﾝｸﾞﾙｽﾄﾗﾝﾄﾞｼｽﾃﾑ 570kN(60t)(1S21.8)	ｍ	1	3,698	3,698	
計					3,698	
単価					3,698	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－14号	緊張	ｼﾝｸﾞﾙｽﾄﾗﾝﾄﾞｼｽﾃﾑ 570kN(60t)(1S21.8) 固定側(緊張用)	単位	ｹｰﾌﾞﾙ	数量	92	単価	25,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
緊張工	ｼﾝｸﾞﾙｽﾄﾗﾝﾄﾞｼｽﾃﾑ 570kN(60t)(1S21.8) 緊張用定着装置	ケーブル	92	23,750	2,185,000	
（後付け用）						
機械器具損料	ｼﾝｸﾞﾙｽﾄﾗﾝﾄﾞｼｽﾃﾑ 570kN(60t)(1S21.8) 4供用日	工事	1	21,840	21,840	
ｸﾞﾘｯﾄﾞ筋	1S21.8用 160×160	組	184	504	92,736	
計					2,299,576	
単価					25,000	円／ｹｰﾌﾞﾙ

１次単価表

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－15号	足場		単位	m	数量	128.5	単価	166,500

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
桁下足場	ﾎﾟｽﾄﾃﾝｼｮﾝ桁 両側朝顔 1.5m≦H 標準以外 10.9箇月	ｍ２	1,818.3	8,179	14,871,875.7	
側部足場（スラブ桁橋）	標準以外 9.4箇月	m	254.6	10,070	2,563,822	
橋台・橋脚回り足場ブラケット工	標準以外 15.1箇月	m	139	28,450	3,954,550	
計					21,390,247.7	
単価					166,500	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－16号	防護		単位	m2	数量	1	単価	742

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ネット防護工	ネット防護標準(1箇月)	ｍ２	1	742	742	
計					742	
単価					742	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－17号	登り桟橋		単位	箇所	数量	5	単価	617,700

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
【A1橋台】						
登り桟橋工（箇所）	設置･撤去･損料 15.1月 6.4m	箇所	1	496,600	496,600	
【P1橋脚】						
登り桟橋工（箇所）	設置･撤去･損料 15.1月 7.2m	箇所	1	558,700	558,700	
【P2橋脚】						
登り桟橋工（箇所）	設置･撤去･損料 15.1月 8.1m	箇所	1	628,600	628,600	
【P3橋脚】						
登り桟橋工（箇所）	設置･撤去･損料 15.1月 9.1m	箇所	1	706,200	706,200	
【A2橋台】						
登り桟橋工（箇所）	設置･撤去･損料 15.1月 9m	箇所	1	698,400	698,400	
計					3,088,500	

１次単価表

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－17号	登り桟橋		単位	箇所	数量	5	単価	617,700

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
単価					617,700	円／箇所

１次単価表

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－18号	PC板支承		単位	m	数量	1	単価	2,442

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ＰＣ板支承工		m	1	2,442	2,442	
計					2,442	
単価					2,442	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－19号	PC板敷設	t=80mm	単位	枚	数量	480	単価	65,480

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ＰＣ板敷設工 Aﾀｲﾌﾟ	標準	枚	343	64,450	22,106,350	
ＰＣ板敷設工 Aﾀｲﾌﾟ 剥落防止対策有	標準	枚	105	66,550	6,987,750	
ＰＣ板敷設工 Bﾀｲﾌﾟ	標準	枚	8	78,650	629,200	
ＰＣ板敷設工 Cﾀｲﾌﾟ	標準	枚	8	67,250	538,000	
ＰＣ板敷設工 Dﾀｲﾌﾟ	標準	枚	8	67,250	538,000	
ＰＣ板敷設工 Eﾀｲﾌﾟ	標準	枚	8	78,650	629,200	
計					31,428,500	
単価					65,480	円／枚

１次単価表

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－20号	継目		単位	m	数量	1	単価	582.3

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
継目工		m	1	582.3	582.3	
計					582.3	
単価					582.3	円／m

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－21号	鉄筋 (1)	SD345 D13	単位	t	数量	1	単価	169,700

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鉄筋工［市場単価］	SD345 D13 一般構造物 10t以上(標準) 無 無 無 無 補正無(鉄筋割合10%未満含む) 橋梁用床版	t	1	169,700	169,700	
計					169,700	
単価					169,700	円／t

１次単価表

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－22号	鉄筋 (2)	SD345 D16～25	単位	t	数量	1	単価	167,600

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鉄筋工［市場単価］	SD345 D16～25 一般構造物 10t以上(標準) 無 無 無 無 補正無(鉄筋割合10%未満含む) 橋梁用床版	t	1	167,600	167,600	
計					167,600	
単価					167,600	円／t

１次単価表

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－23号	ｺﾝｸﾘｰﾄ	30-12-25(20)(普通) W/C55%以下	単位	m3	数量	364.1	単価	34,010

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
コンクリート	無筋・鉄筋構造物 ｺﾝｸﾘｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ車打設 30-12-25(20)(普通) 10m3以上100m3未満 養生無し 延長無し	ｍ３	364.1	31,390	11,429,099	
養生（鋼橋床版）		ｍ２	1,818.3	432.5	786,414.75	
養生マット（材料費） 1200㎜×50㎜×3㎜		ｍ２	2,000.1	83.75	167,508.37	
計					12,383,022.12	
単価					34,010	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－24号	調整コンクリート	24-12-25 (20) N W/C55%以下	単位	m3	数量	1	単価	31,840

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
コンクリート	無筋・鉄筋構造物 ｺﾝｸﾘｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ車打設 24-12-25(20)(普通) 10m3以上100m3未満 一般養生 延長無し	ｍ３	1	31,840	31,840	
計					31,840	
単価					31,840	円／m3

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－25号	型枠(PCｺﾝﾎﾟ床版工)		単位	m2	数量	1	単価	20,110

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
型枠工（ＰＣコンポ床版工）		ｍ２	1	20,110	20,110	
計					20,110	
単価					20,110	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－26号	ｺﾝｸﾘｰﾄ塗装	CC-A	単位	m2	数量	1	単価	9,264

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
下地処理（表面被覆） 狭隘部 小規模施工	夜間作業無 時間的制約無 高所作業車無	m2	1	1,509	1,509	
プライマー塗布（CC-A塗装） 狭隘部 小規模施工	夜間作業無 時間的制約無 高所作業車無	m2	1	1,566	1,566	
下地調整（CC-A塗装） 狭隘部 小規模施工	夜間作業無 時間的制約無 高所作業車無	m2	1	2,165	2,165	
塗装（中塗り）（CC-A塗装） 狭隘部 小規模施工	夜間作業無 時間的制約無 高所作業車無	m2	1	1,942	1,942	
塗装（上塗り）（CC-A塗装） 狭隘部 小規模施工	夜間作業無 時間的制約無 高所作業車無	m2	1	2,082	2,082	
計					9,264	
単価					9,264	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－27号	剥落防止	砂付ｱﾗﾐﾄﾞ三軸ﾒｯｼｭｼｰﾄ	単位	m2	数量	1	単価	10,210

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ｱﾗﾐﾄﾞﾒｯｼｭ貼付	砂付ｱﾗﾐﾄﾞ三軸ﾒｯｼｭｼｰﾄ	m2	1	5,418	5,418	
ｱﾗﾐﾄﾞ繊維ｼｰﾄ（材料費）	砂付ｱﾗﾐﾄﾞ三軸ﾒｯｼｭｼｰﾄ	ｍ２	1.05	4,030	4,231.5	
ｱﾗﾐﾄﾞﾒｯｼｭ固定治具（材料費）		個	7	79.3	555.1	
計					10,204.6	
単価					10,210	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－28号	鋼･ｺﾞﾑ製伸縮装置	ﾓｼﾞｭﾗｰ・ｼﾞｮｲﾝﾄ形式	単位	m	数量	28.32	単価	1,446,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
橋梁用伸縮継手装置設置工	ﾓｼﾞｭﾗｰ･ｼﾞｮｲﾝﾄ形式 補強鉄筋SD345 D16含む	m	28.32	84,234	2,385,506.88	
386kg/m						
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	１６ｔ吊	日	1	48,400	48,400	
（揚重用）（賃料）						
橋梁用伸縮継手装置 A1（材料費）	本体 地覆部 二次排水 壁高欄塞ぎ ｺﾞﾑ管 取付PL等含	m	14.17	1,360,000	19,271,200	
橋梁用伸縮継手装置 A2（材料費）	本体 地覆部 二次排水 壁高欄塞ぎ ｺﾞﾑ管 取付PL等含	m	14.15	1,360,000	19,244,000	
計					40,949,106.88	
単価					1,446,000	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－29号	排水桝	排水桝A	単位	箇所	数量	11	単価	108,700

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
排水桝	排水桝A	箇所	11	7,796	85,756	
排水桝Ａ（材料費）		箇所	11	98,400	1,082,400	
鉄筋工［市場単価］	SD345 D13 一般構造物 10t以上(標準) 無 無 無 無 補正無(鉄筋割合10%未満含む) 橋梁用床版	t	0.159	169,700	26,982.3	
計					1,195,138.3	
単価					108,700	円／箇所

１次単価表

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－30号	排水管	VP管	単位	m	数量	144.6	単価	34,620

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
【支持金具S1～11、B1～67は管理費区分5】						
排水管設置	有り	m	12.2	5,710	69,662	
排水管設置	VP250A	m	132.4	5,709	755,871.6	
橋梁用排水管 直管 （材料費）	VP φ250A スリーブ無	m	1	6,260	6,260	
橋梁用排水管 直管 （材料費）	VP φ250A スリーブ付き	m	94.5	8,350	789,075	
橋梁用排水管 曲管 （材料費）	VP200×1429	個	1	30,500	30,500	
橋梁用排水管 曲管 （材料費）	VP250×4168	個	1	264,000	264,000	
橋梁用排水管 ﾁｰｽﾞ管 （材料費）	VP250×3500 VP200×1026	個	1	96,700	96,700	
橋梁用排水管 ﾁｰｽﾞ管 （材料費）	VP250×4000 VP200×1032	個	1	101,000	101,000	
橋梁用排水管 ﾁｰｽﾞ管 （材料費）	VP250×2000 VP200×1038	個	1	83,700	83,700	
橋梁用排水管 ﾁｰｽﾞ管 （材料費）	VP250×2250 VP200×1043	個	1	85,900	85,900	

１次単価表

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－30号	排水管	VP管	単位	m	数量	144.6	単価	34,620

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
橋梁用排水管 ﾁｰｽﾞ管 （材料費）	VP250×4000 VP200×1049	個	1	101,000	101,000	
橋梁用排水管 ﾁｰｽﾞ管 （材料費）	VP250×2770 VP200×1053	個	1	90,500	90,500	
橋梁用排水管 ﾁｰｽﾞ管 （材料費）	VP250×4000 VP200×1045	個	1	101,000	101,000	
橋梁用排水管 ﾁｰｽﾞ管 （材料費）	VP250×2242 VP200×1036	個	1	85,800	85,800	
橋梁用排水管 ﾁｰｽﾞ管 （材料費）	VP250×4000 VP200×1029	個	1	101,000	101,000	
橋梁用排水管 ﾁｰｽﾞ管 （材料費）	VP250×3700 VP200×1408	個	1	139,000	139,000	
ｲﾝｸﾘｰｻﾞｰ （材料費）	呼び径250×200	個	1	3,190	3,190	
支持金具S1(材料費)	SS400･SM400A 溶融亜鉛めっき含む	組	1	14,500	14,500	
支持金具S2(材料費)	SS400･SM400A 溶融亜鉛めっき含む	組	1	14,000	14,000	
支持金具S3(材料費)	SS400･SM400A 溶融亜鉛めっき含む	組	1	12,600	12,600	
支持金具S4(材料費)	SS400･SM400A 溶融亜鉛めっき含む	組	1	14,000	14,000	

１次単価表

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－30号	排水管	VP管	単位	m	数量	144.6	単価	34,620

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
支持金具S5(材料費)	SS400･SM400A 溶融亜鉛めっき含む	組	1	14,400	14,400	
支持金具S6(材料費)	SS400･SM400A 溶融亜鉛めっき含む	組	1	15,600	15,600	
支持金具S7(材料費)	SS400･SM400A 溶融亜鉛めっき含む	組	1	15,100	15,100	
支持金具S8(材料費)	SS400･SM400A 溶融亜鉛めっき含む	組	1	13,100	13,100	
支持金具S9(材料費)	SS400･SM400A 溶融亜鉛めっき含む	組	1	15,100	15,100	
支持金具S10(材料費)	SS400･SM400A 溶融亜鉛めっき含む	組	1	15,600	15,600	
支持金具S11(材料費)	SS400･SM400A 溶融亜鉛めっき含む	組	1	16,000	16,000	
支持金具B1(材料費)	SS400･SM400A 溶融亜鉛めっき含む	組	1	27,300	27,300	
支持金具B2(材料費)	SS400･SM400A 溶融亜鉛めっき含む	組	1	26,700	26,700	
支持金具B3(材料費)	SS400･SM400A 溶融亜鉛めっき含む	組	1	26,100	26,100	
支持金具B4(材料費)	SS400･SM400A 溶融亜鉛めっき含む	組	1	25,500	25,500	

１次単価表

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－30号	排水管	VP管	単位	m	数量	144.6	単価	34,620

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
支持金具B5(材料費)	SS400･SM400A 溶融亜鉛めっき含む	組	1	24,900	24,900	
支持金具B6(材料費)	SS400･SM400A 溶融亜鉛めっき含む	組	1	24,300	24,300	
支持金具B7(材料費)	SS400･SM400A 溶融亜鉛めっき含む	組	1	24,000	24,000	
支持金具B8(材料費)	SS400･SM400A 溶融亜鉛めっき含む	組	1	23,900	23,900	
支持金具B9(材料費)	SS400･SM400A 溶融亜鉛めっき含む	組	1	23,700	23,700	
支持金具B10(材料費)	SS400･SM400A 溶融亜鉛めっき含む	組	1	23,500	23,500	
支持金具B11(材料費)	SS400･SM400A 溶融亜鉛めっき含む	組	1	23,200	23,200	
支持金具B12(材料費)	SS400･SM400A 溶融亜鉛めっき含む	組	1	23,000	23,000	
支持金具B13(材料費)	SS400･SM400A 溶融亜鉛めっき含む	組	1	22,800	22,800	
支持金具B14(材料費)	SS400･SM400A 溶融亜鉛めっき含む	組	1	22,000	22,000	
支持金具B15(材料費)	SS400･SM400A 溶融亜鉛めっき含む	組	1	20,600	20,600	

１次単価表

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－30号	排水管	VP管	単位	m	数量	144.6	単価	34,620

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
支持金具B16(材料費)	SS400･SM400A 溶融亜鉛めっき含む	組	1	21,300	21,300	
支持金具B17(材料費)	SS400･SM400A 溶融亜鉛めっき含む	組	1	21,300	21,300	
支持金具B18(材料費)	SS400･SM400A 溶融亜鉛めっき含む	組	1	21,000	21,000	
支持金具B19(材料費)	SS400･SM400A 溶融亜鉛めっき含む	組	1	23,200	23,200	
支持金具B20(材料費)	SS400･SM400A 溶融亜鉛めっき含む	組	1	23,300	23,300	
支持金具B21(材料費)	SS400･SM400A 溶融亜鉛めっき含む	組	1	23,500	23,500	
支持金具B22(材料費)	SS400･SM400A 溶融亜鉛めっき含む	組	1	23,700	23,700	
支持金具B23(材料費)	SS400･SM400A 溶融亜鉛めっき含む	組	1	23,800	23,800	
支持金具B24(材料費)	SS400･SM400A 溶融亜鉛めっき含む	組	1	24,000	24,000	
支持金具B25(材料費)	SS400･SM400A 溶融亜鉛めっき含む	組	1	24,100	24,100	
支持金具B26(材料費)	SS400･SM400A 溶融亜鉛めっき含む	組	1	24,600	24,600	

１次単価表

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－30号	排水管	VP管	単位	m	数量	144.6	単価	34,620

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
支持金具B27(材料費)	SS400･SM400A 溶融亜鉛めっき含む	組	1	25,000	25,000	
支持金具B28(材料費)	SS400･SM400A 溶融亜鉛めっき含む	組	1	25,600	25,600	
支持金具B29(材料費)	SS400･SM400A 溶融亜鉛めっき含む	組	1	26,100	26,100	
支持金具B30(材料費)	SS400･SM400A 溶融亜鉛めっき含む	組	1	26,600	26,600	
支持金具B31(材料費)	SS400･SM400A 溶融亜鉛めっき含む	組	1	27,200	27,200	
支持金具B32(材料費)	SS400･SM400A 溶融亜鉛めっき含む	組	1	26,900	26,900	
支持金具B33(材料費)	SS400･SM400A 溶融亜鉛めっき含む	組	1	25,400	25,400	
支持金具B34(材料費)	SS400･SM400A 溶融亜鉛めっき含む	組	1	24,500	24,500	
支持金具B35(材料費)	SS400･SM400A 溶融亜鉛めっき含む	組	1	22,000	22,000	
支持金具B36(材料費)	SS400･SM400A 溶融亜鉛めっき含む	組	1	26,500	26,500	
支持金具B37(材料費)	SS400･SM400A 溶融亜鉛めっき含む	組	1	28,000	28,000	

１次単価表

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－30号	排水管	VP管	単位	m	数量	144.6	単価	34,620

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
支持金具B38(材料費)	SS400･SM400A 溶融亜鉛めっき含む	組	1	27,700	27,700	
支持金具B39(材料費)	SS400･SM400A 溶融亜鉛めっき含む	組	1	27,300	27,300	
支持金具B40(材料費)	SS400･SM400A 溶融亜鉛めっき含む	組	1	27,000	27,000	
支持金具B41(材料費)	SS400･SM400A 溶融亜鉛めっき含む	組	1	26,800	26,800	
支持金具B42(材料費)	SS400･SM400A 溶融亜鉛めっき含む	組	1	26,600	26,600	
支持金具B43(材料費)	SS400･SM400A 溶融亜鉛めっき含む	組	1	26,500	26,500	
支持金具B44(材料費)	SS400･SM400A 溶融亜鉛めっき含む	組	1	26,400	26,400	
支持金具B45(材料費)	SS400･SM400A 溶融亜鉛めっき含む	組	1	26,200	26,200	
支持金具B46(材料費)	SS400･SM400A 溶融亜鉛めっき含む	組	1	26,000	26,000	
支持金具B47(材料費)	SS400･SM400A 溶融亜鉛めっき含む	組	1	26,000	26,000	
支持金具B48(材料費)	SS400･SM400A 溶融亜鉛めっき含む	組	1	26,000	26,000	

１次単価表

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－30号	排水管	VP管	単位	m	数量	144.6	単価	34,620

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
支持金具B49(材料費)	SS400･SM400A 溶融亜鉛めっき含む	組	1	25,900	25,900	
支持金具B50(材料費)	SS400･SM400A 溶融亜鉛めっき含む	組	1	25,900	25,900	
支持金具B51(材料費)	SS400･SM400A 溶融亜鉛めっき含む	組	1	25,900	25,900	
支持金具B52(材料費)	SS400･SM400A 溶融亜鉛めっき含む	組	1	24,500	24,500	
支持金具B53(材料費)	SS400･SM400A 溶融亜鉛めっき含む	組	1	22,000	22,000	
支持金具B54(材料費)	SS400･SM400A 溶融亜鉛めっき含む	組	1	22,100	22,100	
支持金具B55(材料費)	SS400･SM400A 溶融亜鉛めっき含む	組	1	24,200	24,200	
支持金具B56(材料費)	SS400･SM400A 溶融亜鉛めっき含む	組	1	26,000	26,000	
支持金具B57(材料費)	SS400･SM400A 溶融亜鉛めっき含む	組	1	26,100	26,100	
支持金具B58(材料費)	SS400･SM400A 溶融亜鉛めっき含む	組	1	26,100	26,100	
支持金具B59(材料費)	SS400･SM400A 溶融亜鉛めっき含む	組	1	26,200	26,200	

１次単価表

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－30号	排水管	VP管	単位	m	数量	144.6	単価	34,620

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
支持金具B60(材料費)	SS400･SM400A 溶融亜鉛めっき含む	組	1	26,300	26,300	
支持金具B61(材料費)	SS400･SM400A 溶融亜鉛めっき含む	組	1	26,500	26,500	
支持金具B62(材料費)	SS400･SM400A 溶融亜鉛めっき含む	組	1	26,700	26,700	
支持金具B63(材料費)	SS400･SM400A 溶融亜鉛めっき含む	組	1	26,900	26,900	
支持金具B64(材料費)	SS400･SM400A 溶融亜鉛めっき含む	組	1	27,000	27,000	
支持金具B65(材料費)	SS400･SM400A 溶融亜鉛めっき含む	組	1	27,200	27,200	
支持金具B66(材料費)	SS400･SM400A 溶融亜鉛めっき含む	組	1	27,500	27,500	
支持金具B67(材料費)	SS400･SM400A 溶融亜鉛めっき含む	組	1	27,700	27,700	
六角ﾎﾞﾙﾄ（材料費）	M12×35（1UN,2W,1SW)溶融亜鉛めっき	組	558	83	46,314	
六角ﾎﾞﾙﾄ（材料費）	M12×45（1UN,2W,1SW）溶融亜鉛めっき	組	44	87	3,828	
六角ﾎﾞﾙﾄ（材料費）	M12×60(1W）溶融亜鉛めっき	組	290	31	8,990	

１次単価表

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－30号	排水管	VP管	単位	m	数量	144.6	単価	34,620

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
緩衝材（材料費）	100×344×3	枚	22	1,050	23,100	
緩衝材（材料費）	100×424×3	枚	134	1,320	176,880	
計					5,005,570.6	
単価					34,620	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－31号	橋面排水		単位	箇所	数量	10	単価	60,350

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
床版水抜きﾊﾟｲﾌﾟ設置		箇所	10	21,310	213,100	
ﾌﾚｷｼﾌﾞﾙﾁｭｰﾌﾞ設置		m	7.2	2,412	17,366.4	
ｽﾗﾌﾞﾄﾞﾚｰﾝ（材料費）	床版厚300～410（φ25樹脂ﾌﾚｷ用）	ｾｯﾄ	10	29,100	291,000	
SDｷｬｯﾌﾟ（材料費）	通常用	個	10	1,230	12,300	
ﾌﾚｷｼﾌﾞﾙﾁｭｰﾌﾞ（材料費）	樹脂用 φ25	m	1.2	4,080	4,896	
ﾌﾚｷｼﾌﾞﾙﾁｭｰﾌﾞ（材料費）	樹脂用 φ25	本	9	4,080	36,720	
ｽﾗﾌﾞ補強筋 径6 SR235	8-L=300×300	枚	10	2,810	28,100	
計					603,482.4	
単価					60,350	円／箇所

１次単価表

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－32号	鉄筋 (1)	SD345 D13	単位	t	数量	1	単価	179,600

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鉄筋工［市場単価］	SD345 D13 一般構造物 10t以上(標準) 無 無 無 無 補正無(鉄筋割合10%未満含む) 補正無(一般構造物)	t	1	179,600	179,600	
計					179,600	
単価					179,600	円／t

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－33号	鉄筋 (2)	SD345 D13 ｴﾎﾟｷｼ樹脂鉄筋	単位	t	数量	1	単価	285,700

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鉄筋工［市場単価］	各種 一般構造物 10t以上(標準) 無 無 無 無 補正無(鉄筋割合10%未満含む) 補正無(一般構造物)	t	1	285,700	285,700	
計					285,700	
単価					285,700	円／t

１次単価表

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－34号	鉄筋 (3)	SD345 D16～25	単位	t	数量	1	単価	177,600

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鉄筋工［市場単価］	SD345 D16～25 一般構造物 10t以上(標準) 無 無 無 無 補正無(鉄筋割合10%未満含む)	t	1	177,600	177,600	
計					177,600	
単価					177,600	円／t

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－35号	鉄筋 (4)	SD345 D16 ｴﾎﾟｷｼ樹脂鉄筋	単位	t	数量	1	単価	278,500

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鉄筋工［市場単価］	各種 一般構造物 10t以上(標準) 無 無 無 無 補正無(鉄筋割合10%未満含む) 補正無(一般構造物)	t	1	278,500	278,500	
計					278,500	
単価					278,500	円／t

１次単価表

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－36号	ｺﾝｸﾘｰﾄ	30-12-25 (20) 高炉 W/C=55%以下	単位	m3	数量	1	単価	31,900

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
コンクリート	無筋・鉄筋構造物 ｺﾝｸﾘｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ車打設 各種 10m3以上100m3未満 一般養生 延長無し 全ての費用	ｍ３	1	31,900	31,900	
計					31,900	
単価					31,900	円／m3

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－37号	型枠	一般型枠	単位	m2	数量	1	単価	10,760

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
型枠	一般型枠 鉄筋・無筋構造物	ｍ２	1	10,760	10,760	
計					10,760	
単価					10,760	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－38号	伸縮目地	樹脂発泡体 t=10mm	単位	m2	数量	1	単価	3,965

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
目地板	30m2未満 樹脂発泡体(30倍発泡)t=10	ｍ２	1	3,965	3,965	
計					3,965	
単価					3,965	円／m2

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－39号	Vｶｯﾄ目地		単位	m	数量	92	単価	6,398

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
シール材		m	92	2,585	237,820	
シール材 （材料費） 0.4L/m ﾛｽ率 +0.26		L	46.4	7,560	350,784	
計					588,604	
単価					6,398	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－40号	遮音壁ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ (1)	支柱間隔4m H=2m	単位	m	数量	220	単価	2,183

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
支柱アンカー	A型(埋設ｱﾝｶｰ方式) 4m 4m以下	m	220	315.6	69,432	
遮音壁ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ (材料費)	D25(ﾈｼﾞ部M22)×759×1 SD345(ﾈｼﾞ部のみ溶融亜鉛	組	118	1,890	223,020	
めっき)(曲加工有)「1ﾅｯﾄ×1含む」						
遮音壁ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ (材料費)	D25(ﾈｼﾞ部M22)×759×1 SD345(ﾈｼﾞ部のみ溶融亜鉛	組	118	1,590	187,620	
めっき)(曲加工無)「1ﾅｯﾄ×1含む」						
計					480,072	
単価					2,183	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－41号	遮音壁ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ (2)	支柱間隔2m H=4m	単位	m	数量	30	単価	12,570

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
支柱アンカー	A型(埋設ｱﾝｶｰ方式) 2m 4mを超え8m以下	m	30	2,065	61,950	
遮音壁ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ (材料費)	D25(ﾈｼﾞ部M22)×706 SD345 ﾈｼﾞ切り長110(ﾈｼﾞ部のみ	組	96	1,790	171,840	
溶融亜鉛めっき)(曲加工有)×「1ﾅｯﾄ×1含む」						
遮音壁ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ (材料費)	D25(ﾈｼﾞ部M22)×706 SD345 ﾈｼﾞ切り長110(ﾈｼﾞ部のみ	組	96	1,490	143,040	
溶融亜鉛めっき)(曲加工無) ×「1ﾅｯﾄ×1含む」						
計					376,830	
単価					12,570	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－42号	遮音壁ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ (3)	支柱間隔2m H=2m	単位	m	数量	4	単価	13,780

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
支柱アンカー	A型(埋設ｱﾝｶｰ方式) 2m 4m以下	m	4	653.1	2,612.4	
遮音壁ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ (材料費)	D25(ﾈｼﾞ部M22)×706 SD345 ﾈｼﾞ切り長110(ﾈｼﾞ部のみ	組	16	1,790	28,640	
溶融亜鉛めっき)(曲加工有)×「1ﾅｯﾄ×1含む」						
遮音壁ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ (材料費)	D25(ﾈｼﾞ部M22)×706 SD345 ﾈｼﾞ切り長110(ﾈｼﾞ部のみ	組	16	1,490	23,840	
溶融亜鉛めっき)(曲加工無) ×「1ﾅｯﾄ×1含む」						
計					55,092.4	
単価					13,780	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－43号	屋外配管 (1)	硬質ﾋﾞﾆﾙ電線管 径 54ｍｍ	単位	m	数量	526	単価	4,840

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
硬質ビニル管敷設（露出）	露出 54mm以下 新設 埋込 2m未満 補正あり	m	526	2,873	1,511,198	
硬質ビニル電線管	ＶＥ ５４ｍｍ	m	526	1,710	899,460	
附属品率	硬質ビニル電線管本体材料費 １式当り１５％	式	1		134,919	
計					2,545,577	
単価					4,840	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－44号	屋外配管 (2)	硬質ﾋﾞﾆﾙ電線管 径 42ｍｍ	単位	m	数量	132	単価	4,311

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
硬質ビニル管敷設（露出）	露出 54mm以下 新設 埋込 2m未満 補正あり	m	132	2,873	379,236	
硬質ビニル電線管	ＶＥ ４２ｍｍ	m	132	1,250	165,000	
附属品率	硬質ビニル電線管本体材料費１式当り１５％	式	1		24,750	
計					568,986	
単価					4,311	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－45号	ﾌﾟﾙﾎﾞｯｸｽ設置 (1)	HH 600×650×200	単位	個	数量	1	単価	173,100

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
プルボックス設置	各種 新設 60cm 65cm 20cm	個	1	22,040	22,040	
材料費（個）		個	1	151,000	151,000	
計					173,040	
単価					173,100	円／個

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－46号	ﾌﾟﾙﾎﾞｯｸｽ設置 (2)	HH-FE 600×350×185/220	単位	個	数量	1	単価	281,500

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
プルボックス設置	各種 新設 60cm 35cm 20cm	個	1	17,480	17,480	
材料費（個）		個	1	264,000	264,000	
計					281,480	
単価					281,500	円／個

１次単価表

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－47号	ﾌﾟﾙﾎﾞｯｸｽ設置 (3)	HH-F4 1000×350×185/220	単位	個	数量	1	単価	392,600

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
プルボックス設置	各種 新設 100cm 35cm 20cm	個	1	23,560	23,560	
材料費（個）		個	1	369,000	369,000	
計					392,560	
単価					392,600	円／個

１次単価表

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－48号	検査路		単位	m	数量	132	単価	249,100

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
【検査路（工場製作加工品）は管理費区分５】						
検査路架設	無	m	132	17,380	2,294,160	
アンカーボルト設置	無	本	401	1,698	680,898	
アンカーボルト設置	無	本	62	1,698	105,276	
検査路（工場製作加工品）	A2ｱﾙﾏﾀｲﾄ処理(ｼﾙﾊﾞｰ色)ﾎﾞﾙﾄ・ﾅｯﾄ含む	式	1		29,800,000	
ルト・ナット含む						
計					32,880,334	
単価					249,100	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－49号	銘板	材質:JIS H 2202 鋳物用銅合金地金 600×400×13	単位	枚	数量	1	単価	179,300

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
橋名板等取付		枚	1	179,300	179,300	
計					179,300	
単価					179,300	円／枚

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－50号	交通誘導警備員		単位	人日	数量	1	単価	17,850

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ｂ		人日	1	17,850	17,850	
計					17,850	
単価					17,850	円／人日

１次単価表

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－51号	重建設機械分解組立輸送費		単位	回	数量	3	単価	6,823,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
重建設機械分解組立輸送	分解組立+輸送(往復) ﾄﾗｯｸｸﾚｰﾝ系 160t吊超え360t吊以下 標準(1.0)	回	1	4,476,000	4,476,000	
重建設機械分解組立輸送	分解組立+輸送(往復) ﾄﾗｯｸｸﾚｰﾝ系 360t吊を超え550t吊以下 標準(1.0)	回	2	7,996,000	15,992,000	
計					20,468,000	
単価					6,823,000	円／回

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	材料費（本）		単位	本	数量	1	単価 12,100,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｾｸﾞﾒﾝﾄ桁(5分割)A1~P1径間G1	ｲﾝｻｰﾄ・接合ｷｰ・横締めｼｰｽ含む 剥落防止対策有	本	1	12,100,000	12,100,000	
計					12,100,000	
単価					12,100,000	円／本

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	材料費（本）		単位	本	数量	1	単価 12,000,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｾｸﾞﾒﾝﾄ桁(5分割)A1~P1径間G2~G4	接合ｷｰ・横締めｼｰｽ含む 剥落防止対策有	本	1	12,000,000	12,000,000	
計					12,000,000	
単価					12,000,000	円／本

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	材料費（本）		単位	本	数量	1	単価 12,100,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｾｸﾞﾒﾝﾄ桁(5分割)A1~P1径間G5	ｲﾝｻｰﾄ・接合ｷｰ・横締めｼｰｽ含む 剥落防止対策有	本	1	12,100,000	12,100,000	
計					12,100,000	
単価					12,100,000	円／本

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	材料費（本）		単位	本	数量	1	単価 11,700,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｾｸﾞﾒﾝﾄ桁(5分割)P1~P2径間G1	ｲﾝｻｰﾄ・接合ｷｰ・横締めｼｰｽ含む	本	1	11,700,000	11,700,000	
計					11,700,000	
単価					11,700,000	円／本

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	材料費（本）		単位	本	数量	1	単価	11,600,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｾｸﾞﾒﾝﾄ桁(5分割)P1~P2径間G2~G4	接合ｷｰ・横締めｼｰｽ含む	本	1	11,600,000	11,600,000	
計					11,600,000	
単価					11,600,000	円／本

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	材料費（本）		単位	本	数量	1	単価	11,700,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｾｸﾞﾒﾝﾄ桁(5分割)P1~P2径間G5	ｲﾝｻｰﾄ・接合ｷｰ・横締めｼｰｽ含む	本	1	11,700,000	11,700,000	
計					11,700,000	
単価					11,700,000	円／本

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	材料費（本）		単位	本	数量	1	単価	11,700,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｾｸﾞﾒﾝﾄ桁(5分割)P2~P3径間G1	ｲﾝｻｰﾄ・接合ｷｰ・横締めｼｰｽ含む	本	1	11,700,000	11,700,000	
計					11,700,000	
単価					11,700,000	円／本

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	材料費（本）		単位	本	数量	1	単価	11,600,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｾｸﾞﾒﾝﾄ桁(5分割)P2~P3径間G2~G4	接合ｷｰ・横締めｼｰｽ含む	本	1	11,600,000	11,600,000	
計					11,600,000	
単価					11,600,000	円／本

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	材料費（本）		単位	本	数量	1	単価	11,700,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｾｸﾞﾒﾝﾄ桁(5分割)P2~P3径間G5	ｲﾝｻｰﾄ・接合ｷｰ・横締めｼｰｽ含む	本	1	11,700,000	11,700,000	
計					11,700,000	
単価					11,700,000	円／本

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	材料費（本）		単位	本	数量	1	単価	12,100,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｾｸﾞﾒﾝﾄ桁(5分割)P3~A2径間G1	ｲﾝｻｰﾄ・接合ｷｰ・横締めｼｰｽ含む 剥落防止対策有	本	1	12,100,000	12,100,000	
計					12,100,000	
単価					12,100,000	円／本

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	材料費（本）		単位	本	数量	1	単価	12,000,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｾｸﾞﾒﾝﾄ桁(5分割)P3~A2径間G2~G4	接合ｷｰ・横締めｼｰｽ含む 剥落防止対策有	本	1	12,000,000	12,000,000	
計					12,000,000	
単価					12,000,000	円／本

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	材料費（本）		単位	本	数量	1	単価	12,100,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｾｸﾞﾒﾝﾄ桁(5分割)P3~A2径間G5	ｲﾝｻｰﾄ・接合ｷｰ・横締めｼｰｽ含む 剥落防止対策有	本	1	12,100,000	12,100,000	
計					12,100,000	
単価					12,100,000	円／本

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	プレキャストセグメント主桁組立工	PCｺﾝﾎﾟ桁 多径間 架設桁架設（併用架設を含む）以外 5分割 2.1m 156.7m/本	単位	本	数量	1	単価 1,801,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
橋りょう世話役		人	2	40,188	80,376	
橋りょう特殊工		人	10	34,884	348,840	
普通作業員		人	6	27,030	162,180	
ＰＣ鋼より線	ＳＷＰＲ７Ｂ　径１２．７	ｋｇ	1,528.201	517	790,079	
諸雑費（率＋まるめ） 71%		式	1		419,525	
計					1,801,000	
単価					1,801,000	円／本

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	プレキャストセグメント主桁組立工	PCｺﾝﾎﾟ桁 多径間 架設桁架設（併用架設を含む）以外 5分割 2.1m 156.9m/本	単位	本	数量	1	単価	1,802,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
橋りょう世話役		人	2	40,188	80,376	
橋りょう特殊工		人	10	34,884	348,840	
普通作業員		人	6	27,030	162,180	
ＰＣ鋼より線	ＳＷＰＲ７Ｂ　径１２．７	ｋｇ	1,530.152	517	791,088	
諸雑費（率＋まるめ） 71%		式	1		419,516	
計					1,802,000	
単価					1,802,000	円／本

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	プレキャストセグメント主桁組立工	PCｺﾝﾎﾟ桁 多径間 架設桁架設（併用架設を含む）以外 5分割 2.1m 156.8m/本	単位	本	数量	1	単価 1,801,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
橋りょう世話役		人	2	40,188	80,376	
橋りょう特殊工		人	10	34,884	348,840	
普通作業員		人	6	27,030	162,180	
ＰＣ鋼より線	ＳＷＰＲ７Ｂ　径１２．７	ｋｇ	1,529.176	517	790,583	
諸雑費（率＋まるめ） 71%		式	1		419,021	
計					1,801,000	
単価					1,801,000	円／本

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	軌道設置・撤去		単位	m	数量	10	単価	11,290

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
橋りょう世話役		人	0.6	40,188	24,112	
橋りょう特殊工		人	2	34,884	69,768	
普通作業員		人	0.7	27,030	18,921	
諸雑費（まるめ）		式	1		99	
計					112,900	
単価					11,290	円／m

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	移動式クレーン運転費（賃料） 【組立用ｸﾚｰﾝ】	ﾄﾗｯｸｸﾚｰﾝ油圧伸縮ｼﾞﾌﾞ型 360t吊 標準(1.0)	単位	日	数量	1	単価	651,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
トラッククレーン［油圧伸縮ジブ型］	３６０ｔ吊	日	1	651,000	651,000	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					651,000	
単価					651,000	円／日

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	移動式クレーン運転費（賃料） 【組立用ｸﾚｰﾝ】	ﾄﾗｯｸｸﾚｰﾝ油圧伸縮ｼﾞﾌﾞ型 550t吊 標準(1.0)	単位	日	数量	1	単価	1,010,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
トラッククレーン［油圧伸縮ジブ型］	５５０ｔ吊	日	1	1,010,000	1,010,000	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					1,010,000	
単価					1,010,000	円／日

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ゴム支承Ｂタイプ据付	0.246m3/個 標準	単位	個	数量	10	単価	5,321,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
橋りょう世話役		人	3.333	40,188	133,946	
橋りょう特殊工		人	6.667	34,884	232,571	
普通作業員		人	6.667	27,030	180,209	
ｺﾞﾑ支承 A1	積層ｺﾞﾑ支承 Rmax=1502kN	個	10	5,170,000	51,700,000	
無収縮剤	ｾﾒﾝﾄ系 ﾌﾟﾚﾐｯｸｽﾀｲﾌﾟ 沓座基礎用 標準混和量 1875kg	ｋｇ	4,612.5	166	765,675	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	２５ｔ吊	日	3.333	53,200	177,315	
諸雑費（率＋まるめ） 4%		式	1		20,284	
計					53,210,000	
単価					5,321,000	円／個

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ゴム支承Ｂタイプ据付	0.309m3/個 標準	単位	個	数量	10	単価	5,470,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
橋りょう世話役		人	3.333	40,188	133,946	
橋りょう特殊工		人	6.667	34,884	232,571	
普通作業員		人	6.667	27,030	180,209	
ｺﾞﾑ支承 P1	積層ｺﾞﾑ支承 Rmax=1684N	個	10	5,300,000	53,000,000	
無収縮剤	ｾﾒﾝﾄ系 ﾌﾟﾚﾐｯｸｽﾀｲﾌﾟ 沓座基礎用 標準混和量 1875kg	ｋｇ	5,793.75	166	961,762	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	２５ｔ吊	日	3.333	53,200	177,315	
諸雑費（率＋まるめ） 4%		式	1		14,197	
計					54,700,000	
単価					5,470,000	円／個

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ゴム支承Ｂタイプ据付	0.285m3/個 標準	単位	個	数量	10	単価	5,123,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
橋りょう世話役		人	3.333	40,188	133,946	
橋りょう特殊工		人	6.667	34,884	232,571	
普通作業員		人	6.667	27,030	180,209	
ｺﾞﾑ支承 P2	積層ｺﾞﾑ支承 Rmax=1611kN	個	10	4,960,000	49,600,000	
無収縮剤	ｾﾒﾝﾄ系 ﾌﾟﾚﾐｯｸｽﾀｲﾌﾟ 沓座基礎用 標準混和量 1875kg	ｋｇ	5,343.75	166	887,062	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	２５ｔ吊	日	3.333	53,200	177,315	
諸雑費（率＋まるめ） 4%		式	1		18,897	
計					51,230,000	
単価					5,123,000	円／個

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ゴム支承Ｂタイプ据付	0.22m3/個 標準	単位	個	数量	10	単価	4,063,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
橋りょう世話役		人	3.333	40,188	133,946	
橋りょう特殊工		人	6.667	34,884	232,571	
普通作業員		人	6.667	27,030	180,209	
ｺﾞﾑ支承 P3	積層ｺﾞﾑ支承 Rmax=1625kN	個	10	3,920,000	39,200,000	
無収縮剤	ｾﾒﾝﾄ系 ﾌﾟﾚﾐｯｸｽﾀｲﾌﾟ 沓座基礎用 標準混和量 1875kg	ｋｇ	4,125	166	684,750	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	２５ｔ吊	日	3.333	53,200	177,315	
諸雑費（率＋まるめ） 4%		式	1		21,209	
計					40,630,000	
単価					4,063,000	円／個

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ゴム支承Ｂタイプ据付	0.332m3/個 標準	単位	個	数量	10	単価	6,267,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
橋りょう世話役		人	3.333	40,188	133,946	
橋りょう特殊工		人	6.667	34,884	232,571	
普通作業員		人	6.667	27,030	180,209	
ｺﾞﾑ支承 A2	積層ｺﾞﾑ支承 Rmax=1527kN	個	10	6,090,000	60,900,000	
無収縮剤	ｾﾒﾝﾄ系 ﾌﾟﾚﾐｯｸｽﾀｲﾌﾟ 沓座基礎用 標準混和量 1875kg	ｋｇ	6,225	166	1,033,350	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	２５ｔ吊	日	3.333	53,200	177,315	
諸雑費（率＋まるめ） 4%		式	1		12,609	
計					62,670,000	
単価					6,267,000	円／個

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鉄筋工［市場単価］	各種 一般構造物 10t以上(標準) 無 無 無 無 補正無(鉄筋割合10%未満含む) 補正無(一般構造物)	単位	t	数量	1	単価	285,700

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鉄筋コンクリート用棒鋼	SD345 D13 ｴﾎﾟｷｼ樹脂鉄筋	t	1.03	213,000	219,390	
鉄筋工	加工・組立共　一般構造物	t	1	66,300	66,300	
諸雑費（まるめ）		式	1		10	
計					285,700	
単価					285,700	円／ｔ

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	トﾗｯｸｸﾚｰﾝによる架設(橋梁下)	ﾎﾟｽﾄﾃﾝｼｮﾝ桁 60t/本以上100t/本未満 360t×1台･550t	単位	本	数量	1	単価	2,116,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
橋りょう世話役		人	1	40,188	40,188	
橋りょう特殊工		人	8	34,884	279,072	
普通作業員		人	5	27,030	135,150	
トラッククレーン［油圧伸縮ジブ型］	３６０ｔ吊	日	1	651,000	651,000	
トラッククレーン［油圧伸縮ジブ型］	５５０ｔ吊	日	1	1,010,000	1,010,000	
諸雑費（まるめ）		式	1		590	
計					2,116,000	
単価					2,116,000	円／本

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	トﾗｯｸｸﾚｰﾝによる架設(橋梁下)	ﾎﾟｽﾄﾃﾝｼｮﾝ桁 60t/本以上100t/本未満 550t×2台	単位	本	数量	1	単価	2,475,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
橋りょう世話役		人	1	40,188	40,188	
橋りょう特殊工		人	8	34,884	279,072	
普通作業員		人	5	27,030	135,150	
トラッククレーン［油圧伸縮ジブ型］	５５０ｔ吊	日	2	1,010,000	2,020,000	
諸雑費（まるめ）		式	1		590	
計					2,475,000	
単価					2,475,000	円／本

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	横組鉄筋工	SD345 D13	単位	t	数量	1	単価	313,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.8	33,252	26,601	
鉄筋工		人	3.8	30,906	117,442	
普通作業員		人	1.7	27,030	45,951	
鉄筋コンクリート用棒鋼	ＳＤ３４５　Ｄ１３	t	1.05	110,000	115,500	
諸雑費（率＋まるめ） 4%		式	1		7,506	
計					313,000	
単価					313,000	円／ｔ

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	横組鉄筋工	SD345 D16～25	単位	t	数量	1	単価	310,900

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.8	33,252	26,601	
鉄筋工		人	3.8	30,906	117,442	
普通作業員		人	1.7	27,030	45,951	
鉄筋コンクリート用棒鋼	ＳＤ３４５　Ｄ１６～２５	t	1.05	108,000	113,400	
諸雑費（率＋まるめ） 4%		式	1		7,506	
計					310,900	
単価					310,900	円／ｔ

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	横組コンクリート工	ﾌﾟﾚﾃﾝｼｮﾝT桁･ﾎﾟｽﾄﾃﾝｼｮﾝ桁 各種 有 ﾌﾞｰﾑ打設	単位	ｍ３	数量	10	単価	116,600

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
橋りょう世話役		人	2.9	40,188	116,545	
特殊作業員		人	4	30,498	121,992	
型わく工		人	9.3	31,926	296,911	
普通作業員		人	9.1	27,030	245,973	
生コンクリート(早強)	30-15-25 (20) W/C43%以下	ｍ３	10.5	28,600	300,300	
コンクリートポンプ車運転	ﾌﾞｰﾑ式90～110m3/h	時間	1.5	15,070	22,605	
諸雑費（率＋まるめ） 8%		式	1		61,674	
計					1,166,000	
単価					116,600	円／ｍ３

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ＰＣ工	ﾎﾟｽﾄﾃﾝｼｮﾝ桁 ｼﾝｸﾞﾙｽﾄﾗﾝﾄﾞｼｽﾃﾑ 570kN(60t)(1S21.8)	単位	m	数量	100	単価	3,698

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
橋りょう世話役		人	0.67	40,188	26,925	
橋りょう特殊工		人	3.1	34,884	108,140	
普通作業員		人	1.8	27,030	48,654	
ＰＣ鋼より線	１Ｓ２１．８　（ＳＷＰＲ１９）	ｋｇ	260.61	552	143,856	
諸雑費（率＋まるめ） 23%		式	1		42,225	
計					369,800	
単価					3,698	円／ｍ

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	緊張工	ｼﾝｸﾞﾙｽﾄﾗﾝﾄﾞｼｽﾃﾑ 570kN(60t)(1S21.8) 緊張用定着装置	単位	ケーブル	数量	10	単価	23,750

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
橋りょう世話役		人	0.4	40,188	16,075	
橋りょう特殊工		人	1.2	34,884	41,860	
普通作業員		人	0.6	27,030	16,218	
ＰＣ鋼材　定着装置	緊張用 1S21.8用	組	20	8,060	161,200	
諸雑費（率＋まるめ） 3%		式	1		2,147	
計					237,500	
単価					23,750	円／ケーブル

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	機械器具損料	ｼﾝｸﾞﾙｽﾄﾗﾝﾄﾞｼｽﾃﾑ 570kN(60t)(1S21.8) 4供用日	単位	工事	数量	1	単価	21,840

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ＰＣ　緊張ジャッキ　損料	１Ｓ１７．８～１Ｓ２１．８（ポンプ含む）	供用日	4	5,460	21,840	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					21,840	
単価					21,840	円／工事

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	桁下足場	ﾎﾟｽﾄﾃﾝｼｮﾝ桁 両側朝顔 1.5m≦H 標準以外 10.9箇月	単位	ｍ２	数量	1	単価 8,179

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
橋りょう特殊工		人	0.14	34,884	4,883	
足場材賃料		月	10.9	302.47	3,296	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					8,179	
単価					8,179	円／ｍ２

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	側部足場（スラブ桁橋）	標準以外 9.4箇月	単位	m	数量	1	単価	10,070

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
橋りょう特殊工		人	0.24	34,884	8,372	
足場材賃料		月	9.4	179.89	1,690	
諸雑費（まるめ）		式	1		8	
計					10,070	
単価					10,070	円／m

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	橋台・橋脚回り足場ブラケット工	標準以外 15.1箇月	単位	m	数量	1	単価	28,450

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
橋りょう特殊工		人	0.38	34,884	13,255	
足場材賃料		月	15.1	1,005.96	15,189	
諸雑費（まるめ）		式	1		6	
計					28,450	
単価					28,450	円／m

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ネット防護工	ネット防護標準(1箇月)	単位	ｍ２	数量	1	単価	742

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
橋りょう特殊工		人	0.02	34,884	697	
防護材賃料		月	1	45	45	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					742	
単価					742	円／ｍ２

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	登り桟橋工（箇所）	設置･撤去･損料 15.1月 6.4m	単位	箇所	数量	1	単価	496,600

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
橋りょう特殊工		人	5.216	34,884	181,954	
登り桟橋損料		月	15.1	20,837.17	314,641	
諸雑費（まるめ）		式	1		5	
計					496,600	
単価					496,600	円／箇所

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	登り桟橋工（箇所）	設置･撤去･損料 15.1月 7.2m	単位	箇所	数量	1	単価	558,700

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
橋りょう特殊工		人	5.868	34,884	204,699	
登り桟橋損料		月	15.1	23,441.81	353,971	
諸雑費（まるめ）		式	1		30	
計					558,700	
単価					558,700	円／箇所

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	登り桟橋工（箇所）	設置･撤去･損料 15.1月 8.1m	単位	箇所	数量	1	単価	628,600

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
橋りょう特殊工		人	6.602	34,884	230,304	
登り桟橋損料		月	15.1	26,372.04	398,217	
諸雑費（まるめ）		式	1		79	
計					628,600	
単価					628,600	円／箇所

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	登り桟橋工（箇所）	設置･撤去･損料 15.1月 9.1m	単位	箇所	数量	1	単価	706,200

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
橋りょう特殊工		人	7.417	34,884	258,734	
登り桟橋損料		月	15.1	29,627.85	447,380	
諸雑費（まるめ）		式	1		86	
計					706,200	
単価					706,200	円／箇所

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	登り桟橋工（箇所）	設置･撤去･損料 15.1月 9m	単位	箇所	数量	1	単価	698,400

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
橋りょう特殊工		人	7.335	34,884	255,874	
登り桟橋損料		月	15.1	29,302.27	442,464	
諸雑費（まるめ）		式	1		62	
計					698,400	
単価					698,400	円／箇所

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ＰＣ板支承工		単位	m	数量	100	単価	2,442

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
橋りょう世話役		人	0.4	40,188	16,075	
普通作業員		人	1.3	27,030	35,139	
支承用目地材	ＰＣ板工用　１０ｍｍ×１５ｍｍ	m	205	385	78,925	
無収縮剤	ｾﾒﾝﾄ系 ﾌﾟﾚﾐｯｸｽﾀｲﾌﾟ　沓座基礎用 標準混和量 1875kg	ｋｇ	675	166	112,050	
諸雑費（率＋まるめ） 4%		式	1		2,011	
計					244,200	
単価					2,442	円／m

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ＰＣ板敷設工 Aﾀｲﾌﾟ	標準	単位	枚	数量	10	単価	64,450

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
橋りょう世話役		人	0.2	40,188	8,037	
橋りょう特殊工		人	0.9	34,884	31,395	
普通作業員		人	0.2	27,030	5,406	
ＰＣ板	標準板 998×80×1760	枚	10	58,900	589,000	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	２５ｔ吊	日	0.2	53,200	10,640	
諸雑費（まるめ）		式	1		22	
計					644,500	
単価					64,450	円／枚

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ＰＣ板敷設工 Aﾀｲﾌﾟ 剥落防止対策有	標準	単位	枚	数量	10	単価 66,550

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
橋りょう世話役		人	0.2	40,188	8,037	
橋りょう特殊工		人	0.9	34,884	31,395	
普通作業員		人	0.2	27,030	5,406	
ＰＣ板	標準板 998×80×1760 剥落防止対策有	枚	10	61,000	610,000	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	２５ｔ吊	日	0.2	53,200	10,640	
諸雑費（まるめ）		式	1		22	
計					665,500	
単価					66,550	円／枚

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ＰＣ板敷設工 Bﾀｲﾌﾟ	標準	単位	枚	数量	10	単価	78,650

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
橋りょう世話役		人	0.2	40,188	8,037	
橋りょう特殊工		人	0.9	34,884	31,395	
普通作業員		人	0.2	27,030	5,406	
ＰＣ板	端部調整板 963×80×1760	枚	10	73,100	731,000	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	２５ｔ吊	日	0.2	53,200	10,640	
諸雑費（まるめ）		式	1		22	
計					786,500	
単価					78,650	円／枚

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ＰＣ板敷設工 Cﾀｲﾌﾟ	標準	単位	枚	数量	10	単価	67,250

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
橋りょう世話役		人	0.2	40,188	8,037	
橋りょう特殊工		人	0.9	34,884	31,395	
普通作業員		人	0.2	27,030	5,406	
ＰＣ板	端部調整板 797×80×1760	枚	10	61,700	617,000	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	２５ｔ吊	日	0.2	53,200	10,640	
諸雑費（まるめ）		式	1		22	
計					672,500	
単価					67,250	円／枚

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ＰＣ板敷設工 Dﾀｲﾌﾟ	標準	単位	枚	数量	10	単価	67,250

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
橋りょう世話役		人	0.2	40,188	8,037	
橋りょう特殊工		人	0.9	34,884	31,395	
普通作業員		人	0.2	27,030	5,406	
ＰＣ板	端部調整板 795×80×1760	枚	10	61,700	617,000	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	２５ｔ吊	日	0.2	53,200	10,640	
諸雑費（まるめ）		式	1		22	
計					672,500	
単価					67,250	円／枚

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ＰＣ板敷設工 Eﾀｲﾌﾟ	標準	単位	枚	数量	10	単価	78,650

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
橋りょう世話役		人	0.2	40,188	8,037	
橋りょう特殊工		人	0.9	34,884	31,395	
普通作業員		人	0.2	27,030	5,406	
ＰＣ板	端部調整板 979/955×80×1760	枚	10	73,100	731,000	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	２５ｔ吊	日	0.2	53,200	10,640	
諸雑費（まるめ）		式	1		22	
計					786,500	
単価					78,650	円／枚

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	継目工		単位	m	数量	100	単価 582.3

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
橋りょう世話役		人	0.1	40,188	4,018	
普通作業員		人	1.1	27,030	29,733	
無収縮剤	ｾﾒﾝﾄ系 ﾌﾟﾚﾐｯｸｽﾀｲﾌﾟ 沓座基礎用 標準混和量 1875kg	ｋｇ	131.25	166	21,787	
諸雑費（率＋まるめ） 8%		式	1		2,692	
計					58,230	
単価					582.3	円／m

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鉄筋工［市場単価］	SD345 D13 一般構造物 10t以上(標準) 無 無 無 無 補正無(鉄筋割合10%未満含む) 橋梁用床版	単位	t	数量	1	単価	169,700

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鉄筋コンクリート用棒鋼	ＳＤ３４５　Ｄ１３	t	1.03	110,000	113,300	
鉄筋工	加工・組立共　一般構造物	t	1	56,355	56,355	
諸雑費（まるめ）		式	1		45	
計					169,700	
単価					169,700	円／ｔ

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鉄筋工［市場単価］	SD345 D16～25 一般構造物 10t以上(標準) 無 無 無 無 補正無(鉄筋割合10%未満含む) 橋梁用床版	単位	t	数量	1	単価	167,600

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鉄筋コンクリート用棒鋼	ＳＤ３４５　Ｄ１６～２５	t	1.03	108,000	111,240	
鉄筋工	加工・組立共　一般構造物	t	1	56,355	56,355	
諸雑費（まるめ）		式	1		5	
計					167,600	
単価					167,600	円／ｔ

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	型枠工（ＰＣコンポ床版工）		単位	ｍ２	数量	100	単価	20,110

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	12.1	33,252	402,349	
型わく工		人	26.8	31,926	855,616	
普通作業員		人	11.6	27,030	313,548	
諸雑費（率＋まるめ） 28%		式	1		439,487	
計					2,011,000	
単価					20,110	円／ｍ２

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ｱﾗﾐﾄﾞﾒｯｼｭ貼付	砂付ｱﾗﾐﾄﾞ三軸ﾒｯｼｭｼｰﾄ	単位	m2	数量	100	単価	5,418

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	3.333	33,252	110,828	
型わく工		人	13.333	31,926	425,669	
諸雑費（率＋まるめ） 1%		式	1		5,303	
計					541,800	
単価					5,418	円／m2

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	排水管設置	VP250A	単位	m	数量	10	単価	5,709

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.38	33,252	12,635	
特殊作業員		人	0.89	30,498	27,143	
普通作業員		人	0.63	27,030	17,028	
諸雑費（率＋まるめ） 0.5%		式	1		284	
計					57,090	
単価					5,709	円／m

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	六角ﾎﾞﾙﾄ（材料費）	M12×35 (1UN,2W,1SW)溶融亜鉛めっき	単位	組	数量	1	単価	83

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
六角ﾎﾞﾙﾄ	M12×35 溶融亜鉛めっき	本	1	18.7	18	
ゆるみ止めﾅｯﾄ	M12 溶融亜鉛めっき	個	1	42.8	42	
丸座金（ﾜｯｼｬｰ）	M12 溶融亜鉛めっき	枚	1	4	4	
丸座金（ﾜｯｼｬｰ）	M12 溶融亜鉛めっき	枚	1	4	4	
SW（ﾄﾞﾌﾞﾒｯｷ）	M12	枚	1	15.6	15	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					83	
単価					83	円／組

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	六角ﾎﾞﾙﾄ（材料費）	M12×45（1UN,2W,1SW）溶融亜鉛めっき	単位	組	数量	1	単価	87

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
六角ﾎﾞﾙﾄ	M12×45 溶融亜鉛めっき	本	1	22.4	22	
ゆるみ止めﾅｯﾄ	M12 溶融亜鉛めっき	個	1	42.8	42	
丸座金（ﾜｯｼｬｰ）	M12 溶融亜鉛めっき	枚	1	4	4	
丸座金（ﾜｯｼｬｰ）	M12 溶融亜鉛めっき	枚	1	4	4	
SW（ﾄﾞﾌﾞﾒｯｷ）	M12	枚	1	15.6	15	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					87	
単価					87	円／組

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	六角ﾎﾞﾙﾄ（材料費）	M12×60(1W) 溶融亜鉛めっき	単位	組	数量	1	単価	31

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
六角ﾎﾞﾙﾄ	M12×60 溶融亜鉛めっき	本	1	27.9	27	
丸座金（ﾜｯｼｬｰ）	M12 溶融亜鉛めっき	枚	1	4	4	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					31	
単価					31	円／組

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	床版水抜きﾊﾟｲﾌﾟ設置		単位	箇所	数量	1	単価	21,310

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.125	33,252	4,156	
特殊作業員		人	0.25	30,498	7,624	
普通作業員		人	0.25	27,030	6,757	
諸雑費（率＋まるめ） 15%		式	1		2,773	
計					21,310	
単価					21,310	円／箇所

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ﾌﾚｷｼﾌﾞﾙﾁｭｰﾌﾞ設置		単位	m	数量	10	単価	2,412

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
普通作業員		人	0.85	27,030	22,975	
諸雑費（率＋まるめ） 5%		式	1		1,145	
計					24,120	
単価					2,412	円／m

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鉄筋工［市場単価］	SD345 D13 一般構造物 10t以上(標準) 無 無 無 無 補正無(鉄筋割合10%未満含む) 補正無(一般構造物)	単位	t	数量	1	単価	179,600

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鉄筋コンクリート用棒鋼	ＳＤ３４５　Ｄ１３	t	1.03	110,000	113,300	
鉄筋工	加工・組立共　一般構造物	t	1	66,300	66,300	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					179,600	
単価					179,600	円／ｔ

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鉄筋工［市場単価］	SD345 D16～25 一般構造物 10t以上(標準) 無 無 無 無 補正無(鉄筋割合10%未満含む)	単位	t	数量	1	単価 177,600

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鉄筋コンクリート用棒鋼	ＳＤ３４５　Ｄ１６～２５	t	1.03	108,000	111,240	
鉄筋工	加工・組立共　一般構造物	t	1	66,300	66,300	
諸雑費（まるめ）		式	1		60	
計					177,600	
単価					177,600	円／ｔ

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鉄筋工［市場単価］	各種 一般構造物 10t以上(標準) 無 無 無 無 補正無(鉄筋割合10%未満含む) 補正無(一般構造物)	単位	t	数量	1	単価	278,500

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鉄筋コンクリート用棒鋼	SD345 D16 ｴﾎﾟｷｼ樹脂鉄筋	t	1.03	206,000	212,180	
鉄筋工	加工・組立共　一般構造物	t	1	66,300	66,300	
諸雑費（まるめ）		式	1		20	
計					278,500	
単価					278,500	円／ｔ

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	硬質ビニル管敷設（露出）	露出 54mm以下 新設 埋込 2m未満 補正あり	単位	m	数量	100	単価	2,873

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
電工		人	9.45	30,396	287,242	
諸雑費（まるめ）		式	1		58	
計					287,300	
単価					2,873	円／m

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	プルボックス設置	各種 新設 60cm 65cm 20cm	単位	個	数量	1	単価	22,040

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
電工		人	0.725	30,396	22,037	
諸雑費（まるめ）		式	1		3	
計					22,040	
単価					22,040	円／個

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	材料費（個）		単位	個	数量	1	単価	151,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ﾌﾟﾙﾎﾞｯｸｽ(材料費)	HH 溶融亜鉛めっき 600×650×200	個	1	151,000	151,000	
計					151,000	
単価					151,000	円／個

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	プルボックス設置	各種 新設 60cm 35cm 20cm	単位	個	数量	1	単価	17,480

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
電工		人	0.575	30,396	17,477	
諸雑費（まるめ）		式	1		3	
計					17,480	
単価					17,480	円／個

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	材料費（個）		単位	個	数量	1	単価	264,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ﾌﾟﾙﾎﾞｯｸｽ(材料費)	HH-FE 溶融亜鉛めっき 600×350×185/220	個	1	264,000	264,000	
計					264,000	
単価					264,000	円／個

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	プルボックス設置	各種 新設 100cm 35cm 20cm	単位	個	数量	1	単価	23,560

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
電工		人	0.775	30,396	23,556	
諸雑費（まるめ）		式	1		4	
計					23,560	
単価					23,560	円／個

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	材料費（個）		単位	個	数量	1	単価	369,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ﾌﾟﾙﾎﾞｯｸｽ(材料費)	HH-F4 溶融亜鉛めっき 1000×350×185/220	個	1	369,000	369,000	
計					369,000	
単価					369,000	円／個

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	検査路架設	無	単位	m	数量	10	単価	17,380

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.7	33,252	23,276	
特殊作業員		人	1.7	30,498	51,846	
普通作業員		人	0.8	27,030	21,624	
トラック運転		日	0.71	45,070	31,999	
高所作業車運転		日	0.71	63,060	44,772	
諸雑費（率＋まるめ） 0.3%		式	1		283	
計					173,800	
単価					17,380	円／m

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	アンカーボルト設置	無	単位	本	数量	100	単価 1,698

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	1.2	33,252	39,902	
特殊作業員		人	1.3	30,498	39,647	
普通作業員		人	0.7	27,030	18,921	
ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ（材料費）	M16×120 UN 検査路（工場製作加工品）に含む	本	100	0	0	
高所作業車運転		日	1.1	63,060	69,366	
諸雑費（率＋まるめ） 2%		式	1		1,964	
計					169,800	
単価					1,698	円／本

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	アンカーボルト設置	無	単位	本	数量	100	単価 1,698

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	1.2	33,252	39,902	
特殊作業員		人	1.3	30,498	39,647	
普通作業員		人	0.7	27,030	18,921	
ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ（材料費）	M16×100 UN 検査路（工場製作加工品）に含む	本	100	0	0	
高所作業車運転		日	1.1	63,060	69,366	
諸雑費（率＋まるめ） 2%		式	1		1,964	
計					169,800	
単価					1,698	円／本

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	交通誘導警備員Ｂ		単位	人日	数量	1	単価	17,850

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ｂ		人	1	17,850	17,850	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					17,850	
単価					17,850	円／人日

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	重建設機械分解組立輸送	分解組立+輸送(往復) ﾄﾗｯｸｸﾚｰﾝ系 160t吊超え360t吊以下 標準(1.0)	単位	回	数量	1	単価	4,476,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
特殊作業員		人	11.7	30,498	356,826	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	７０ｔ吊	日	4	135,000	540,000	
運搬費等率 399%		式	1		3,578,335	
諸雑費（まるめ）		式	1		839	
計					4,476,000	
単価					4,476,000	円／回

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	重建設機械分解組立輸送	分解組立+輸送(往復) ﾄﾗｯｸｸﾚｰﾝ系 360t吊を超え550t吊以下 標準(1.0)	単位	回	数量	1	単価	7,996,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
特殊作業員		人	20.9	30,498	637,408	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	７０ｔ吊	日	7.1	135,000	958,500	
運搬費等率 401%		式	1		6,399,591	
諸雑費（まるめ）		式	1		501	
計					7,996,000	
単価					7,996,000	円／回

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	コンクリートポンプ車運転	ﾌﾞｰﾑ式90～110m3/h	単位	時間	数量	1	単価	15,070

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人	0.14	32,028	4,483	
軽油		L	13	131	1,703	
コンクリートポンプ車［トラック架装・ブーム式］	圧送能力　９０～１１０ｍ３／ｈ	時間	1	8,880	8,880	
諸雑費（まるめ）		式	1		4	
計					15,070	
単価					15,070	円／時間

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	トラック運転		単位	日	数量	1	単価	45,070

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人	1	32,028	32,028	
軽油		L	29	131	3,799	
トラック［クレーン装置付］	ベーストラック４ｔ級　吊能力２．９ｔ	日	1.31	7,050	9,235	
諸雑費（まるめ）		式	1		8	
計					45,070	
単価					45,070	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	高所作業車運転		単位	日	数量	1	単価	63,060

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人	1	32,028	32,028	
軽油		L	23	131	3,013	
高所作業車（トラック架装リフト車）	［ﾌﾞｰﾑ型・幅広ﾃﾞｯｷ旋回ﾀｲﾌﾟ］ 作業床高10～12m以下	日	1.36	20,600	28,016	
諸雑費（まるめ）		式	1		3	
計					63,060	
単価					63,060	円／日

共通仮設費

主たる工種

単独（追加工事）： ＰＣ橋工事　　合算工事： 0

対象工事費	810,809,921	直接工事費	810,809,921	準備費	0	事業損失	0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	0	現工事	0	合算工事	0

非対象額計（－）	268,454,350	
管理費区分１	236,800,000	（橋梁、ＰＣ桁、門扉、ポンプ等購入費）
管理費区分２， ７	0	（工場原価）
管理費区分５	31,654,350	（一般管理費等のみ対象額）
管理費区分９	0	（間接費非対象額）
管理費区分Ｔ	0	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額）
対象額　支　給　品（＋）	0	
無償貸付機械評価額（＋）	0	

共通仮設費対象額

単独（追加工事）	542,355,571	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額	542,355,571		0		0

共通仮設費（率分）

率（補正前）	8.27 %		0 %		
施工地域等補正	0 %	ICT施工補正	1		
率（補正後）	8.44 %	（8.27% × 週休1.02）			
計上額	45,774,000		0		0

比較結果	当該追加工事	A			
	0	0		調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	542,355,571	直接工事費	810,809,921
非対象額計（－）	268,454,350		
管理費区分１	236,800,000	（橋梁、ＰＣ桁、門扉、ポンプ等購入費）	
管理費区分２，７	0	（工場原価）	
管理費区分５	31,654,350	（一般管理費等のみ対象額）	
管理費区分９	0	（間接費非対象額）	
管理費区分Ｔ	0	（直接工事費に含まれる処分費等）	
対象額　支　給　品（＋）	0		
無償貸付機械評価額（＋）	0		
現場環境改善費対象額（Ｐｉ）			
単独（追加工事）	542,355,571	現工事	0
		合算工事	0

現場環境改善費					
率（補正前）	0.71 %		0 %		0 %
施工地域等補正	市街地以外				
率（補正後）	0.71 %				
計上額	3,550,000		0		0

比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	20,469,000				
運搬費	20,469,000	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	0
営繕費	0	現場環境改善費	0		

共通仮設費計	69,793,000

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	880,602,921	単独（追加工事）直接工事費	810,809,921	単独（追加工事）共通仮設費	69,793,000
非対象額計（－）	31,654,350				
管理費区分２，７	0	（工場原価）			
管理費区分５	31,654,350	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分９	0	（間接費非対象額）			
管理費区分Ｔ	0	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額）			
対象額　支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	848,948,571	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	848,948,571		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	21.08 %		0 %		0 %
施工地域等補正	0 %				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	21.71 %	（21.08% × 週休1.03）	0 %		
計上額	184,306,000		0		0
			45,449,871	（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）	
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

一般管理費等（当初）

事務所名	横浜国道事務所　工務課			工事番号	2025100012　　第　0　回変更
発注年月	令和07年10月	契約区分	国債（翌債を含む）の本官	主工種	ＰＣ橋工事

工事原価	1,064,908,921						
純工事費	880,602,921	現場管理費	184,306,000	工期延長等に伴う現場維持費		0	
非対象額計（－）	0						
管理費区分９	0	（支給品を除く間接費非対象額）					
管理費区分Ｔ	0	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額）					
一般管理費等対象工事原価							
単独（追加工事）	1,064,908,921	現工事	0	合算工事		0	
全処分費等を除く							
一般管理費等対象工事原価	1,064,908,921	現工事	0	合算工事		0	
（調整工事入力で使用）							
前払金支出割合による補正係数	1	現工事					
財団法人等による補正係数	1						
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	1,064,908,921						
契約保証に係る補正値	0.04 %						
一般管理費率							
単独（追加工事）	11.98 %	現工事	0 %	合算工事		0 %	

一般管理費	128,001,079	
業務委託料等	0	
調査基準価格	1,207,217,000	
調査基準価格の100/110	1,097,470,000	（ 92 %）

工　事　数　量　総　括　表

工 事 名　　Ｒ７横環南新小雀高架橋上部工事（当初）

国土交通省 関東地方整備局
横浜国道事務所　工務課

工事数量総括表

工事名	Ｒ７横環南新小雀高架橋上部工事（当初）	（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
ｺﾝｸﾘｰﾄ橋上部		式		1		
PC橋工		式		1		
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｾｸﾞﾒﾝﾄ製作工		式		1		
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｾｸﾞﾒﾝﾄ製作	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｾｸﾞﾒﾝﾄ桁	本		20		
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｾｸﾞﾒﾝﾄ主桁組立工		式		1		
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｾｸﾞﾒﾝﾄ主桁組立	2200kN(225t)型(12S12.7B)	本		20		
支承工		式		1		
ｺﾞﾑ支承 A1	PC4径間ﾎﾟｽﾃﾝｺﾝﾎﾞ橋 反力 153.27ｔ 1.190×0.97	個		5		
ｺﾞﾑ支承 P1	PC4径間ﾎﾟｽﾃﾝｺﾝﾎﾞ橋 反力 171.84ｔ 1.210×0.92	個		10		
ｺﾞﾑ支承 P2	PC4径間ﾎﾟｽﾃﾝｺﾝﾎﾞ橋 反力 164.39ｔ 1.190×0.92	個		10		
ｺﾞﾑ支承 P3	PC4径間ﾎﾟｽﾃﾝｺﾝﾎﾞ橋 反力 165.82ｔ 1.150×0.92	個		10		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７横環南新小雀高架橋上部工事（当初）	（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
ｺﾞﾑ支承 A2	PC4径間ﾎﾟｽﾃﾝｺﾝﾎﾞ橋 反力 155.82ｔ 1.240×0.97	個		5		
鉄筋	SD345 D13 ｴﾎﾟｷｼ樹脂鉄筋	t		1.85		
架設工(ｸﾚｰﾝ架設)		式		1		
桁架設	ﾎﾟｽﾄﾃﾝｼｮﾝ桁	式		1		
横組・連結工		式		1		
鉄筋 (1)	SD345 D13	t		8.24		
鉄筋 (2)	SD345 D16～25	t		13.96		
ｺﾝｸﾘｰﾄ	30-15-25 (20) （早強）W/C43%以下 散水養生有り ｺﾝｸﾘｰﾄ夜間割増無	m3		174		
PCｹｰﾌﾞﾙ	ｼﾝｸﾞﾙｽﾄﾗﾝﾄﾞｼｽﾃﾑ 570kN(60t)(1S21.8)	m		1,129		
緊張	ｼﾝｸﾞﾙｽﾄﾗﾝﾄﾞｼｽﾃﾑ 570kN(60t)(1S21.8) 固定側(緊張用)	ｹｰﾌﾞﾙ		92		
足場		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７横環南新小雀高架橋上部工事（当初）　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
防護		式		1		
登り桟橋		式		1		
PCｺﾝﾎﾟ橋床板工		式		1		
PC板支承		m		476		
PC板敷設	t=80mm	枚		480		
継目		m		817		
鉄筋 (1)	SD345 D13	t		3.03		
鉄筋 (2)	SD345 D16～25	t		113.45		
ｺﾝｸﾘｰﾄ	30-12-25(20)(普通) W/C55%以下	m3		364		
調整コンクリート	24-12-25 (20) N W/C55%以下	m3		124		
型枠(PCｺﾝﾎﾟ床版工)		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７横環南新小雀高架橋上部工事（当初）	（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
ｺﾝｸﾘｰﾄ塗装工		式		1		
ｺﾝｸﾘｰﾄ塗装	CC-A	m2		97		
剥落防止工		式		1		
剥落防止	砂付ｱﾗﾐﾄﾞ三軸ﾒｯｼｭｼｰﾄ	m2		960		
橋梁付属物工		式		1		
伸縮装置工		式		1		
鋼･ｺﾞﾑ製伸縮装置	ﾓｼﾞｭﾗｰ・ｼﾞｮｲﾝﾄ形式	m		28.3		
排水装置工		式		1		
排水桝	排水桝A	箇所		11		
排水管	VP管	m		145		
橋面排水		箇所		10		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７横環南新小雀高架橋上部工事（当初）	（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
橋梁用高欄工		式		1		
鉄筋 (1)	SD345 D13	t		12.78		
鉄筋 (2)	SD345 D13 ｴﾎﾟｷｼ樹脂鉄筋	t		0.64		
鉄筋 (3)	SD345 D16～25	t		1.36		
鉄筋 (4)	SD345 D16 ｴﾎﾟｷｼ樹脂鉄筋	t		0.03		
ｺﾝｸﾘｰﾄ	30-12-25 (20) 高炉 W/C=55%以下	m3		89		
型枠	一般型枠	式		1		
伸縮目地	樹脂発泡体 t=10mm	m2		1		
Vｶｯﾄ目地		m		92		
遮音壁ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ (1)	支柱間隔4m H=2m	m		220		
遮音壁ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ (2)	支柱間隔2m H=4m	m		30		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７横環南新小雀高架橋上部工事（当初）	（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
遮音壁ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ (3)	支柱間隔2m H=2m	m		4		
配管･配線工		式		1		
屋外配管 (1)	硬質ﾋﾞﾆﾙ電線管 径 54ｍｍ	m		526		
屋外配管 (2)	硬質ﾋﾞﾆﾙ電線管 径 42ｍｍ	m		132		
ﾌﾟﾙﾎﾞｯｸｽ設置工		式		1		
ﾌﾟﾙﾎﾞｯｸｽ設置 (1)	HH 600×650×200	個		6		
ﾌﾟﾙﾎﾞｯｸｽ設置 (2)	HH-FE 600×350×185/220	個		2		
ﾌﾟﾙﾎﾞｯｸｽ設置 (3)	HH-F4 1000×350×185/220	個		1		
検査路工		式		1		
検査路		m		132		
銘板工		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７横環南新小雀高架橋上部工事（当初）　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
銘板	材質:JIS H 2202 鋳物用銅合金地金 600×400×13	枚		5		
仮設工		式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員		式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
運搬費		式		1		
重建設機械分解組立輸送費		式		1		
現場環境改善費（率計上）		式		1		
共通仮設費（率計上）		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７横環南新小雀高架橋上部工事（当初）	（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

R７横環南新小雀高架橋上部工事（当初）

（　当　　初　）　請負工事費計算書

(1)直接工事費	810,809,921
(2)共通仮設費	69,793,000
(3)純工事費 (1)+(2)	880,602,921
(4)現場管理費	184,306,000
(5)工期延長等に伴う現場維持等の費用	0
(6)工事原価 (3)+(4)+(5)+(18)	1,064,908,921
(7')一般管理費等(計上額)	128,001,079
(8')その他費目計	0
(9)業務委託料等	0
(10)工事価格 (6)+(7')+(8')+(9)（万円未満切り捨て）	1,192,910,000

(16)工場製作純工事費	0
(17)工場管理費	0
(18)工場製作原価 (16)+(17)	0

((7)一般管理費等(計算額) 128,002,052)

(11)消費税相当額	119,291,000
(12)請負工事価格 (10)+(11)	1,312,201,000
(13)入札書比較価格（請負工事費の100/110）	1,192,910,000
(14)調査基準価格	1,207,217,000
(15)調査基準価格の100/110（万円未満切り捨て）	1,097,470,000

R7横環南新小雀高架橋上部工事

特　記　仕　様　書

令和７年１０月

国土交通省関東地方整備局

横 浜 国 道 事 務 所

第１章　　総則

第１条　適用

1.　この特記仕様書は、関東地方整備局 土木工事共通仕様書(令和７年度版)（以下「共通仕様書」という。)でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。

2. この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。

3. この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下URLよりダウンロードするものとする。

URL　https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html

4. 本工事における「条件明示」については、別紙－１「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

第２条　条件明示チェックリスト

１．　本工事は、入札公告時に条件明示チェックリストを開示し、契約後に条件明示チェックリストにより現場条件等を受発注者間で確認する「条件明示チェックリスト開示の試行工事」である。

２．　本工事は、工事契約後、現地作業着手前の段階において、設計審査会等により、別紙－４に示す条件明示チェックリストにて、受発注者間において工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法的手続きなどの状況を確認するものとし、確認結果は議事録等により受発注者間で共有するものとする。

なお、条件の確認にあたっては、書類の簡素化を図るため、既存資料等による開催に努め、過度な資料作成は行わないものとする。

３．　上記２．の確認の結果、条件明示内容に変更が生じ、設計変更が必要となる場合は監督職員と協議すること。

４．本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

第３条　主任技術者等

本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

第４条　主任技術者等の専任期間

１．　契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。

２．　契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場で

の専任を要しない。

３．　工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

４．　主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、監督職員の承諾を得るものとする。

第５条　専任特例１号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置

本工事は、建設業法第 26 条第３項第一号の規定の適用を受ける監理技術者又は主任技術者の配置は認めない。

第６条　専任特例２号の場合の監理技術者の配置

本工事は、建設業法第 26 条第３項第二号の規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めない。

第７条　総合評価施工計画

１．　受注者は、技術資料に記述したＶＥ提案及び施工計画について、競争参加資格の確認結果通知時に「施工不可」または「不採用」と通知された提案を除き、施工計画書に記載し施工しなければならない。ただし、これにより難い場合は、監督職員への協議を経て、施工計画書を作成するものとする。

２．　施工条件等の変更により、技術資料に記述した VE 提案及び施工計画の内容に基づく施工が出来ない場合は、監督職員と協議するものとする。

なお、ペナルティの採否については、「総合評価落札方式の適用ガイドライン」による。

３．施工計画の不履行の場合

受注者の責により入札時の「ＰＣ橋架設時の施工上配慮すべき具体的な施工計画」が実施されていないと判断された場合は、ペナルティーとして当該工事成績評定を減ずることとする。VE 提案の内容が実施されていないと判断された場合は、実施されなかった評価項目ごとに５点を減ずる。

第８条　コリンズ（CORINS）への登録

1.　工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録」によるものとする。

2.　受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為(一括下請負等)が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。

3.　技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。(余裕期間を含まないことに留意するものとする。)

第９条　コリンズ（CORINS）への位置情報の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2024）に準拠する。

神奈川県横浜市戸塚区小雀町地先

起点　緯度　３５°２２’２９”　経度　１３９°３１’０６”

終点　緯度　３５°２２’３２”　経度　１３９°３１’０２”

第１０条　コリンズ（CORINS）への工事概要の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。

記載例）

本工事は、高速横浜環状南線の栄～戸塚間における本線の橋梁上部工の施工を行うものである。

・PC 橋工

プレキャストセグメント製作工　２０本

プレキャストセグメント主桁組立工　２０本

支承工　40 個

架設工（クレーン架設）　１式

床版工　１式

コンクリート塗装工　１式

剥落防止工　９６０ｍ２

・橋梁付属物工

伸縮装置工　２８ｍ

排水装置工　１４５ｍ

壁高欄工　１式

検査路工　１式

第１１条　コリンズ（CORINS）への設計業務名及びテクリス番号の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、設計業務名およびテクリス番号を登録すること。設計業務名およびテクリス番号については以下のとおりとする。

業務名	テクリス番号
Ｒ２圏央道栄～戸塚間橋梁詳細設計業務	4044635052
Ｒ６圏央道栄・戸塚ＩＣ間構造物設計業務	4057479080

第１２条　施工体制台帳

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む）は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線（黄色もしくは橙色の帯線でも可）を名札上部に印刷することが出来るものとする。

注意１）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。
注意２）所属会社の写真とする。

第１３条　調査・試験に対する協力

１．　契約担当官等が工事の中間において技術検査の必要を認めた場合は、速やかに監督職員の指示に従い、検査を受けなければならない。なお、検査は工事請負契約書及び共通仕様書に適用する条項に準じて行うものとする。

２．予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は下記の調査に協力しなければならない。

(1)　受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事　においては共通費実態調査票)の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。

(2)　受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事においては共通費実態調査票)の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。

⑶　工事コスト調査（調査結果でも可）に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は横浜国道事務所のホームページにより公表する。

⑷　低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。

なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了後に、工事成績評点を通知する。

公表資料は以下のとおり。

資料名	内容
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表-1	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表-2	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表-3	元請の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表-4	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表-5	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表-6	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表-7	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表-8	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査(工事費)	元請、下請の工事費内訳

第１４条　低入札契約におけるモニターカメラの設置

本工事は、予算決算及び会計令第８５条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行う対象工事とする。

なお、モニターカメラの設置費用については、発注者の負担によるものとする。

第１５条　不可視部分の出来形管理について

予算決算及び会計令第８５条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、以下に示す工種の不可視部分について、ビデオカメラを用いた出来形管理を行うこととし、撮影した映像については監督職員に提出するものとする。

①ＰＣ橋工

②橋梁付属物工

第１６条　不具合等発生時の措置

受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、又は公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

第１７条　工事書類の作成

１．　工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル（令

和７年３月)」に基づき実施するものとする。

２．　工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和７年３月)」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。

３．　「工事関係書類一覧表」（別紙様式－１５）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。
また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。

４．　電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第１８条　設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和７年３月」によるものとする。

第１９条　情報共有システムの活用

１．　本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（令和６年３月版）に基づき実施すること。

２．　受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。

・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.7）
令和７年３月版　国土交通省（国土技術政策総合研究所）

３．　監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーＩＤ数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。

４．　受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。

①情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨

②サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨

③②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサ

ービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨

5．受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第２０条「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」の設置

本工事は、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者（工事受注者）の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」（以下、「三者会議」という。）の設置対象工事であり、工事着手前に１回以上開催するものとする。

「三者会議」の運用にあたっては、「設計・施工技術連絡会議（「三者会議」）運用方針」（http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html）によるものとする。

第２１条　設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリテ ィカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針　」（http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html）によるものとする。

第２２条　工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。

ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第２３条　ワンデーレスポンス

1．この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。

・「ワンデーレスポンス」とは

受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受

注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。

2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。

3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

4. ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和５年１２月）に基づき、取り組むものとする。

5. 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第２４条　契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

① 本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。

② 受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第２５条　設計図書の変更

設計変更等については、契約書第 18 条から第 25 条及び共通仕様書共通編 1-1-1-16 から 1-1-1-18 に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和７年３月」によることとする。

第２６条　契約変更手続きの透明性を確保するための第三者による適正性チェックの試行

１．本工事は、契約変更手続きの透明性を確保するため、契約変更前に必要に応じて第三者による適正性チェックを実施する試行工事である。

２．第三者による適正性チェックの実施は、発注者が対応するものとし、実施にあたっては、既存資料等による実施に努め、過度な資料作成は行わないものとする。

第２７条　スライド条項

工事請負契約書第２６条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不適当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不適当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第２８条　公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領（土木）

１，本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律((平成 12 年法律第 104 号最終改正令和４年６月 17 日法律 68 号)。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「８解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし工事発注後に明らかになった事情により予定した条件により難い場合は監督職員と協議するものとする。

（１）分別解体等の方法

	①仮設	仮設工事 □有　■無	□手作業 □作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有　■無	□手作業 □作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有　□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有　□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑥その他	その他の工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

２．完了時の報告

受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。なお、書面は「建設リサイクルガイドライン(平成 14 年５月)」に定めた様式１〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式２〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

・再資源化等が完了した年月日
・再資源化等をした施設の名称及び所在地
・再資源化等に要した費用

３．その他

工事発注後に明らかになった事情により予定していた条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第２９条　建設リサイクル法第 11 条通知の徹底

受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年５月 31 日法律第 104 号）第 11 条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手（建設リサイクル法第 10 条第１項に規定する工事着手をいう。）するものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議の上決定するものとする。

第３０条　コンクリート副産物から再生された資源について

１．　コンクリート副産物から再生された資材を利用する場合には、「コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準」によるものとする。

２．　受注者は、コンクリート副産物から再生された資材の利用を希望する場合は、工事着手時にその適用の有無を監督職員と協議するものとする。

３．　受注者は、工場が発行する再生骨材コンクリートの配合計画書及び納入書を整備および管理し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

４．　受注者は、再生骨材コンクリートの品質を確かめるための検査を JIS A 5022（再生骨材Mを用いたコンクリート）、JIS A 5023（再生骨材Ｌを用いたコンクリート）により実施しなければならない。また、再生骨材Mを用いたプレキャストコンクリート製品の検査については、JIS A 5365（プレストキャストコンクリート製品－検査方法通則）により実施しなければならない。なお、生産者等に検査のため試験を代行させる場合は受注者がその試験に臨場しなければならない。

５．　再生骨材コンクリートの配合については、「土木工事共通仕様書第１編３－３－３配合」に従うものとする。

第３１条　工事完成図

本工事は、道路工事完成図等作成要領（第２版）（国土技術政策総合研究所資料、平成 20 年 12 月）に基づく電子納品の対象工事である。

http://www.nilim-cdrw.jp/dl_std.html

第３２条　工事完成図の作成、納品

完成図等の作成について

受注者は、「道路工事完成図等作成要領（国土技術政策総合研究所資料、平成２０年１２月）」に基づいて作成した電子データを、電子媒体で提出しなければならない。

受注者は、本要領に基づき、国土技術政策総合研究所がホームページ上に無償で公開している本要領に対応したチェックプログラムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施した上で出力資料を含む（別紙等での提出も可能）電子データを提出しなければならない。

提出資料

【電子データ（ＣＤ入り）】

- 完成平面図 SXF データ（.P21）
- 完成縦断図 SXF データ（.P21）
- 完成平面図：属性 XML データ（拡張子 .saf）

【出力資料（道路工事完成図等作成要領 p73 参照）】

- チェック結果記録
- 完成平面図
- 完成縦断図
- 「完成平面図」チェック結果記録
- 道路工事完成図等チェックプログラム結果ログ

なお、作成に要する費用については、当初は計上していないため、設計変更の対象とする。

第３３条　施工管理

1. 本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値(令和 7 年度版)によるものとする。なお、この管理基準により難い場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。
2. 本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和 7 年度版）によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。
3. 本工事の施工管理における適用工種毎の基準類は、ＩＣＴ活用工事実施要領(令

和７年３月改定）の関連要領等一覧（URL「https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html」）によるものとする。

第３４条　デジタル工事写真の小黒板情報電子化について

デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

工事では、以下の１．から４．の全てを実施することとする。

１．対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和７年度版）（以下、写真管理基準）「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア，（一社）施工管理ソフトウェア産業協会，<https://www.jcomsia.org/kokuban>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない

２．デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入

受注者は、同条１．の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

３．小黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準（以下、デジタル写真管理情報基準）に準ずるが、同条２．に示す小黒板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6.写真

編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

４．小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条２．に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黒板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は改ざん検知機能（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでもよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会

<https://www.jcomsia.org/kokuban>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではないなお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第３５条　ＩＣＴ活用工事（構造物工（橋梁上部））について

１．ＩＣＴ活用工事

本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ＩＣＴ施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用するＩＣＴ活用工事の対象工事である。

２．定義

（１）i-Construction とは、ＩＣＴ施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みである。本工事では、施工者の希望により、その実現に向けてＩＣＴ施工技術を活用した工事（ＩＣＴ活用工事）を実施するものとする。

（２）ＩＣＴ活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ＩＣＴ施工技術を全面的に活用する工事である。また、次の②④⑤の段階でＩＣＴ施工技術を活用することをＩＣＴ活用工事という。

対象は、橋梁上部工事とする。

① 該当なし

② ３次元設計データ作成

③ 該当なし

④ ３次元出来形管理等の施工管理

⑤ ３次元データの納品

３．　受注者は、ＩＣＴ施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下４～８によりＩＣＴ施工技術の活用を行うことができる。

４．　原則、本工事においては上記②④⑤の段階でＩＣＴ施工技術を活用することとし構造物工（橋梁上部工）等の施工範囲の全てで適用することとし、具体的な工事内容及び対象範囲・数量を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、実施内容等については施工計画書に記載するものとする。

５．ＩＣＴ施工技術を用い、以下の施工を実施する。

① 該当なし

② ３次元設計データ作成

受注者は、発注者が貸与する発注図データを用いて、３次元出来形管理を行うための３次元設計データを作成する。

ＩＣＴ構造物工（橋梁上部工）の施工管理においては、３次元設計データ（TIN）形式での作成は必要としない。

なお、ＩＣＴ構造物工（橋梁上部工）の３次元設計データとは、３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）（構造物工（橋梁上部工））で定義する構造工（橋梁上部）設計データのことを言う。

③ 該当なし

④ ３次元出来形管理等の施工管理

（１）出来形管理

構造物工（橋梁上部工）等の施工管理において、以下１）～４）の技術から選択（複数以上可）して、出来形管理を行うものとする。

１）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理

２）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

４）ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理

なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により上記１）～４）のＩＣＴ施工技術を用いた計測によっては精度確保が困難となる部分や計測が非効率となる場合においては、監督職員と協議の上、写真・画像データ等と併用するなど出来形管理を行っても良いものとする。

（２）出来形管理基準および規格値

出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。厚さ管理は本要領の対象外とする。出来形の算出は、上記（１）で定める計測技術を用い以下１）の出来形管理要領によるものとする。

１）３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）

（３）出来形管理帳票

現行の出来形管理帳票、出来高整理資料を作成する。また、出来形の３次元計測結果が計測（管理）すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の３次元設計データあるいは平面図を提出することとする。

⑤ ３次元データの納品

５．②④により作成した３次元データを工事完成図書として電子納品する。

６．　上記５．②④⑤の施工を実施するために使用するＩＣＴ機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、３次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したＣＡＤデータを受注者に貸与する。また、ＩＣＴ施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

７．　土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。

８．　本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第３６条　ＩＣＴ活用工事における適用（用語の定義）について

１．図面

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図、３次元モデルを復元可能なデータ（以下「３次元データ」という。）等をいう。

なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。

第３７条　ＩＣＴ活用工事の費用について

１　受注者が、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までにＩＣＴ活用の具体的な工事内容・数量及び対象範囲について明示し監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ＩＣＴ施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき以下の（１）により費用を計上することとする。

・ＩＣＴ活用工事（構造物工（橋梁上部））積算要領

（１）３次元設計データの作成費用

３次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積りの提出がない場合は、「３次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

なお、「３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、補正係数を乗じない共通仮設費率及び現場管理費率に含まれているため、費用の計上はしないものとする。

２ 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第３８条　ＩＣＴ活用工事の活用効果等に関する調査

ＩＣＴ活用工事を行った施工者は、活用目的等の把握のための「ＩＣＴ活用工事の活用効果等に関する調査」の対象であり、別途監督職員より指示される調査票に基づき実施するものとする。

施工者は、工事完了後直ちに調査票を監督職員へ提出・確認後、発注者が指示するメールアドレスまで調査票を電子メールにより提出すること。また調査票の聞き取り調査等を実施する場合はこれに協力するものとする。

調査費用については当初は計上していないため、設計変更の対象とする。

第３９条　現場環境改善（快適トイレの設置）

１．内 容

受注者は、現場に以下の（１）～（11）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

（12）～（17）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

（１）洋式（洋風）便器

（２）水洗及び簡易水洗機能
（し尿処理装置付き含む）

（３）臭い逆流防止機能

（４）容易に開かない施錠機能

（５）照明設備

（６）衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

（７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示

（８）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
（９）サニタリーボックス
　　（女性用トイレに必ず設置）
（10）鏡と手洗器
（11）便座除菌クリーナー等の衛生用品
【推奨する仕様、付属品】
（12）室内寸法 900mm×900mm 以上（面積ではない）
（13）擬音装置（機能を含む）
（14）着替え台
（15）臭気対策機能の多重化
（16）室内温度の調整が可能な設備
（17）小物置き場
　　（トイレットペーパー予備置き場等）

２．快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記１の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。

【快適トイレに求める機能】（１）～（６）及び【付属品として備えるもの】（７）～（11）の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各１基ずつ２基／工事（施工箇所）※までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、２基／工事（施工箇所）※より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。

※「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事や施工延長が長いなどのトイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。

３．快適トイレの「質の向上」に要する費用

快適トイレの「質の向上」として、積算上限額を超える費用について現場環境改善費（率）を充当することができる。現場環境改善費（率）の充当を希望する場合は、上記２．の協議時に見積書を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとする。

なお、現場環境改善費（率）を充当することにより、特記仕様書に明示されたその他の費目の実施が困難な場合には、実施費目数の変更を合わせて協議することとする。

４．その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第４０条　BIM/CIM 適用工事について

本工事は、BIM/CIM 適用工事（発注者指定型）である。

少なくとも以下に示す義務項目について、BIM/CIM を適用する。さらに、発注者が示す課題や効率化等を求める内容を踏まえ、BIM/CIM 取扱要領「附属資料１　推奨項目一覧」や過去の取組事例等を参考にして、受発注者で実施内容や納品方法について協議し決定する。

受注者が希望する場合、発注者が示す活用内容以外の活用内容を提案することができる。

BIM/CIM 適用工事に要する費用については、当初は計上していない。３次元モデルを作成または加工する場合は、受発注者間の協議に基づき、設計変更を行うものとする。

活用内容	活用内容の詳細
［義務項目］	
施工計画の検討補助	詳細設計等で作成された３次元モデルを閲覧し、施工計画を検討する際の参考にする。
２次元図面の理解補助	詳細設計等で作成された３次元モデルを閲覧し、２ 次元図面を理解する際の参考にする。
現場作業員への説明	詳細設計等で作成された３次元モデルを用いて、現場作業員等に工事の完成イメージ等を説明し、現場作業員等の理解促進を図る。
［推奨項目］	
鉄筋の干渉チェック	３次元モデルで鉄筋の干渉を確認する。
現場条件の確認	３ 次元モデルに建機等を配置し、近接物の干渉等、施工に支障がないか確認する。
施工ステップの確認	一連の施工工程のステップごとの３次元モデルで施工可能かどうかを確認する。
［３次元モデル作成の目安］	
詳細度	３００～４００程度※1 ※１　主構造の形状が正確なモデル～詳細度３００に加えて、付属物、接続構造等の細部構造及び配筋も含めたモデル

属性情報※2 ※２　部材等の名称、規格、使用等の情報	オブジェクト分類名※のみ入力し、その他は任意とする。 ※３　道路土構造物、橋梁等の分類名称

１．BIM/CIM 実施計画書の作成

受発注者において、BIM/CIM の実施内容や、納品方法等を協議し決定した結果を「BIM/CIM 実施計画書」として整理し、提出する。内容に変更が生じた場合は、受発注者間で協議し、BIM/CIM 実施（変更）計画書を作成する。

また、作成した BIM/CIM 実施計画書（変更含む）に基づき、本工事を実施する。

１）工事概要

２）整理すべき課題

３）BIM/CIM の実施内容（３次元モデルの活用内容、期待する効果等）

４）３次元モデルの作成仕様（作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された３次元モデルの仕様等）

５）３次元モデルの作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類

６）３次元モデルの閲覧、データ共有ができるソフトウェアの種類、成果物の納品ファイル形式

７）３次元モデルの作成担当者

８）３次元モデルの作成・活用に要する費用

２．BIM/CIM 実施報告書の作成

BIM/CIM 実施計画書に基づき実施した内容について、BIM/CIM 実施報告書を作成する。以下の内容を BIM/CIM 実施計画書に追記して作成する。

９）後段階への引継事項（データ活用時の留意点、更なる検討が必要な内容、２次元図面との整合等）

10）省人化の効果（前段階から引き継いだデータの活用により省人化した効果、３次元での検討により省人化した効果等）

３．成果物の納品

以下の内容を納品する。様式については別添資料を参照すること。

１）BIM/CIM 実施計画書・見積書（変更含む）

２）BIM/CIM 実施報告書（３次元モデル作成引継書シート、３次元モデル照査時チェックシートを含む）

３）作成した３次元モデル（オリジナルデータ、標準的なデータ形式（J-LandXML 形式、IFC 形式）、統合モデル、動画等）

４．貸与資料

本工事に関連する以下の業務等において作成した３次元モデルのデータを貸与することができる。

・ R４横環南新小雀高架橋下部工事

５．その他

最新の情報は BIM/CIM ポータルサイト（https://www.nilim.go.jp/lab/qbg/bimcim/bimcimindex.html）で提供されているので、適宜参照すること。

第４１条　DX データセンターの使用

本工事は DX データセンターを使用することで、VDI による専用ソフトの利用及び受発注者間のデータ共有の円滑化を図る工事である。

３次元モデルを活用するにあたり、受注者が希望する場合、国土技術政策総合研究所が運用する DX データセンターにインストールされている専用ソフトウェアを使用することができる。

ＤＸデータセンター内の有償ソフトウェアを使用する場合は、受注者が有償ソフトウェアの使用契約手続きを行うものとする。

なお、ＤＸデータセンターの詳細については、ＤＸデータセンターの参考資料（ https://dxportal.nilim.go.jp/exonym/reference ） 及 び ポ ー タ ル サ イ ト（https://dxportal.nilim.go.jp/exonym）を参照すること。

第４２条　工事中の安全確保

１．　工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和７年度における重点的安全対策項目は以下の７項目である。

Ⅰ．架空線等上空施設の損傷事故防止

Ⅱ．建設機械等の稼働に関連した人身事故防止

Ⅲ．資機材等の下敷きによる人身事故防止

Ⅳ．足場・法面等からの墜落事故防止

Ⅴ．地下埋設物の損傷事故防止

Ⅵ. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害

Ⅶ. 事故防止

２．　受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。

①労働安全衛生法第 19 条の２に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育

②労働安全衛生法第 60 条の２に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育

③厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識

教育

３．　工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要 及び 工事等を行なう場合における道路交通に対する措置について「道路工事保安施設設置基準（令和６年２月）」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。

４　工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。

5.　工事期間中に配置する交通誘導警備員は、以下のとおり計上するものとする。ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

工種	作業区分	交通誘導警備員	備考
全ての工種	昼間作業	２５６人（うち有資格者０人）	交代要員無し

６．　PC 橋工の施工にあたり、地下埋設物に影響を与える箇所について埋設物の管理者等と協議し、必要と判断された場合は、試掘の実施について監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

また、現場条件等により埋設物の防護が必要な場合には、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

第４３条　熱中症対策に資する現場管理費の補正

１．　本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。

２．　真夏日の考え方は下記のとおりである。

（１）真夏日の定義

日最高気温が 30℃以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が 30℃以上の場合とする。

（２）試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

①環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高 25℃以上の場合。

施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が 25℃以上となる日を真夏日とみなす。

②気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が 30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が 30℃以上の日を真夏日とする。

③夜間工事については、作業時間帯の最高気温が 30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が 30℃以上、又は暑さ指数（WBGT）が 25℃以上の場合を真夏日とする。

なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としない。

上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

（３）工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

（４）基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。

なお、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

（５）真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

・真夏日率 ＝ 基準日から工期末までの真夏日 ÷ 工期

（６）現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

・補正値（％） ＝ 真夏日率 × 補正係数※

※ 真夏日補正係数：１．２

第４４条　安全管理推進技術者等認定について

１．概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する

２．認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。

・直轄工事にて、認定技術者として過去５回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

３．認定技術者の認証

・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用（印刷、シール）することができる。

・紛失等による認定書の再発行は行わない。

・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

４．認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

５．不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第４５条　交通誘導警備員の資格

交通誘導警備員については、資格者（警備業法第 23 条に規定する都・県公安委員会の行う１級又は２級検定に合格した者）又は、経験１年以上の者を配置すること。

なお、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第４６条　事業損失防止施設

工事施工に伴う工事箇所近隣の事前事後調査に関する費用は当初見込んでいないが、詳細については契約後、監督職員から指示するものとする。

第４７条　仮設工等の段階点検

受注者は、仮設工の計画、設計及び施工における下記段階及び内容について、監督職員の指示する書式に従い、確認し、提出するものとする。

(1)　仮設工の設計完了段階(指定仮設については、発注者から提示された設計図書の内容検討完了段階)

現地条件と整合した設計条件で設計され適切な仮設計画書が作成されているかを確認する。(なお、指定仮設については発注者から提示された設計図書が現地条件と整合した設計条件で設計され、安全確保された設計図書になっているかを確認する)

(2)仮設工の施工中間段階

仮設計画書どおりに施工が実施されているか確認する。

⑶仮設工の施工完了段階

仮設計画書どおりに施工が実施されているか確認する。

⑷仮設工の撤去中間段階

仮設計画書どおりに施工が実施されているか確認する。

第４８条　環境対策（特定調達品目）

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目(以下、「特定調達品目」という)の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後(工期が令和８年度以降に及ぶものは、監督職員の指示する日まで)に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第４９条　環境対策（建設機械の使用）

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(昭和 62 年３月 30 日建設省経機第 58 号)に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第５０条　ディーゼル車排出ガス規制に適合した車輌の使用

1. 受注者は、本工事現場で使用し又は使用される関係車輌（以下、本工事関係車輌という。）が、埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県のディーゼル車排出ガス規制条例（以下、関係法令等という。）の　適用を受ける場合は、これに適合した車輌を使用しなければならない。
2. 受注者は、本工事の施工に先立ち、本工事関係車輌の「ディーゼル車排出ガス規制に適合する車輌の使用」について、関係法令等の遵守を施工計画書に記載しなければならない。
3. 受注者は、本工事関係車輌にディーゼル車を使用する場合には、車検証等のコピーを保管し、本工事関係車輌を把握しなければならない。
4. 受注者は、取締りにより本工事関係車輌に違法行為等があった場合には、直ちに監督職員に報告しなければならない。
5. 受注者は、資機材の搬出入等において、資材納入業者に関係法令等を遵守させるものとする。

第５１条　交通安全管理・工事現場管理

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載車輌、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第５２条　特殊車両通行許可関係図書の確認及び提出

共通仕様書１－１－１－３６交通安全管理第１４項における道路法第４７条の２に基づく通行許可の確認は、下記について実施するものとする。また監督職員からの求めがあった場合には確認結果等を提示しなければならない。

① 当該車両に関する特殊車両通行許可証
② 現場到着地点及び現場出発時における荷姿（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真を撮影しておくこと）
③ 車両通行記録計（タコグラフ）（夜間走行条件の場合のみ）

なお、当該車両の特殊車両通行許可証については、当該経路に関する部分の写しを、共通仕様書１－１－１－３９官公庁等への手続等第３項に基づき、監督職員へ提示するものとする。

第５３条　通行許可等

１．　受注者は、建設機械、資材の運搬にあたり、道路法第４７条第１項、車両制限令第３条における一般的制限値を超える車両を通行させようとする場合は、運搬資機材毎に運搬計画（車種区分、車両番号等、車両諸元及び積載重量、資材の積載限度数量、通行経路、許可証等の有効期限等の確認方法と確認頻度）を作成し、施工計画書に記載しなければならない。

２．　受注者は、運搬計画どおりに運行していることを確認しなければならない。また、確認を行った資料については、整理保管するとともに、監督職員または検査職員の要求があった場合は速やかに提示しなければならない。

第５４条　現場環境改善

１．現場環境改善として実施する内容は、下記のとおりとするが、現場条件等により実施が困難になった場合には、監督職員と協議するものとする。

⑴仮設備関係

環境負荷の低減を実施するものとする。

⑵営繕関係

現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む）を実施するものとする。

現場休憩所の快適化を実施するものとする。

⑶安全関係

盗難防止対策（警報器等）を実施するものとする。

⑷地域連携

工法説明図を実施するものとする。

２．現場環境改善については具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。

３．主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策については、工事契約後、監督職員と協議するものとし、現場環境改善費（率）の 50%を上限として設計変更の対象とする。

第５５条　工期

１．本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と実工事期間を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別紙様式-１６により、工事の始期及び終期を通知すること。

余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結日の翌日から令和９年１２月２８日まで

※ 契約締結後において、工期の始期の変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。なお、条件の変更がない場合において、契約時に設定した工期の変更は行わない。

２．　工期は、雨天、休日等２６０日を見込み、契約の翌日から令和９年１２月２８日までとする。

なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始休暇及び夏季休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。

工期には、施工に必要な実日数（実働日数）に加えて以下の日数を見込んでいる。

準備期間	７０日間
後片付け期間	２０日間
雨休率（猛暑日補正あり） （実働工期日数に休日と天候等による作業不能日※を見込むための係数）	0.79

※雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日は以下の通りである。（当該工事の作業不能日ではない。）

イ）１日の降雨・降雪量が１０㎜/日以上の日：２９日間

ロ）８時から１７時までのWBGT値が３１以上の時間を足し合わせた日数：７日間

（少数第１位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）

過去５か年（２０２０年～２０２４年）の気象庁（横浜観測所）及び環境省（横浜地点）のデータより年間の平均発生日数を算出（雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日）

２．　著しい悪天候や気象状況より工程（官積算）で見込んでいる「天候等による作業不能日」以上に作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

３．　後片付け期間に検査に要する各種電子データの作成を行うことを想定しているが、更なる期間が必要な場合は、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

第５６条　工事工程クリティカルパスの共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合

② 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合

③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合

④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合

⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第５７条　工事工程表の開示の試行工事

１．　本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに、設計審査会等において工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受

注者が作成する工事工程の照合（クロスチェック）を行うことにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示の試行工事」である。

２．　工事契約後、設計審査会等において、「前条　工事工程クリティカルパスの共有」により作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。

３．　設計審査会等において、発注者が開示した工事工程表（別紙-5）との照合（クロスチェック）を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。

４．　本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

第５８条　週休２制適用工事

１．　本工事は、監督職員と受注者双方が工程調整を行うことにより、完全週休２日（土日）を達成するよう工事を実施する「現場閉所による週休２日制適用工事（完全週休２日）（受注者希望方式）」の試行工事である。

受注者は、工事契約後、完全週休２日（土日）の取組を希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、希望しない場合は月単位の週休２日に取組むものとする。

２．週休２日の考え方は下記のとおりである。

１）週休２日

①完全週休２日（土日）

対象期間内の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に土日に代わる現場閉所日（以下、「代替休日」という。）を設定することによって、土日に現場閉所を行ったとみなす。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

②月単位の週休２日

対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（８日/28 日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。また、天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、１年単位の変形労働時間制を適用し休日を振り替えた場合には、振替後の日を予定どおり閉所した場合に振替前の日を現場閉所を行ったものとみなす。対象期間において、４週８休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

２）対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほ

か、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

また、工事着手後、受注者の責によらず週休２日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して週休２日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

３）現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

３．現場閉所を行うときは、監督職員へ事前に連絡すること。ただし、以下に該当する場合は、連絡は不要である。

①施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合

②週間工程会議等により監督職員が事前に把握している場合

③官公庁の休日の場合

完全週休２日（土日）の実施にあたり、受注者の責に寄らず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に代替休日を設定すること。なお、夜間工事の場合は作業に着手した日を作業日とみなす。

また、天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、１年単位の変形労働時間制を適用し休日を振り替える場合には、振替前後の日にちが把握出来るよう施工計画書に記載しておくこと。

４．　監督職員は、受注者の月毎の現場閉所率の状況を適宜確認するものとし、受注者側の週休２日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、週休２日が確保できるよう改善に取り組むものとする。

５．　工事完了後、週休２日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に提出するものとする。

６．アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

７．　明らかに受注者側に月単位の週休２日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。

８．　週休２日に掛かる費用については、当初予定価格から完全週休２日（土日）を達成した場合の補正係数を労務費、市場単価、土木工事標準単価、共通仮設費率、現場管理費率に乗じているが、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休２日（土日）が未達成の場合は、月単位の週休２日の補正係数に変更する。月単位の週休２日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

完全週休２日（土日）の取組を希望しない場合は、月単位の週休２日の補正係数に変更する。また、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休２日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

第５９条　悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行

１．　受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

著しい悪天候とは、当該工事の工期月の雨休率が、直近５カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。

工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月（ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く）をいう。

なお、本工事の降雨降雪日は、横浜観測所（気象庁のデータ）における１ 日の降雨・降雪量雨が 10mm 以上/日の日を想定している。

２．アンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

第６０条　施工時期及び施工時間

本工事の作業区分は、下記によるものとする。

工種	作業区分	施工区分	標準作業時間
全ての工種	昼間作業	全ての作業	８：00～17：00

上記については、積算上の条件明示であり、作業時間を指定するものではない。

※各々の標準作業時間には、日々の作業準備、後片付け、ＫＹ等安全活動なども含まれる。

ただし、上記区分に変更を要する場合は、監督職員と協議するものとする。

第６１条　他工事との調整

1.　下記工事の請負業者とは、現場が連続し施工が輻輳することから、施工手順・工程については十分な打ち合わせを行い、工事の円滑な進捗に努めるものとする。

2.　本工事との調整工事は以下のとおりとする。

工事名	施工範囲	工期（予定）
Ｒ６横環南栄・戸塚間改良その３工事	補強土壁工	R6.10～R7.9
Ｒ６横環南栄・戸塚間改良その４工事	地盤改良工、 土留・仮締切工、 ヤード整備工、 工事用道路工	R7.5～R8.2

R７横環南栄・戸塚ＩＣ間環境整備その１工事	ヤード整備工	R７.９～R８.８
R７横環南栄・戸塚ＩＣ間環境整備その２工事	迂回路	R8.4～R９.２
R９横環南栄・戸塚間調整池設置その２工事	調整池	R9.8～R10.３
R９横環南栄・戸塚間改良その２工事	補強土壁工	R9.4～R10.３

第６２条　新技術の活用「新技術の定義」

１．本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。

２．新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

① 技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術

②公共工事等において実用段階に達している技術

③当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術

④実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

３．対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

1）新技術情報提供システム（NETIS）登録技術

URL　http://www.netis.mlit.go.jp

2）NETIS のテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術

3）新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術

4）新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術

対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「標準化推進技術」「普及促進技術」のいずれかに該当するものとする。

なお、NETIS 掲載期間終了技術は対象外とする。

第６３条　新技術の活用（施工者選定型）

１．　本工事は、施工者が原則１技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。

２．　本工事において、第６２条　新技術の活用「新技術の定義」３．対象とする新技術に示す 1)～4)の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術が NETIS 登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。

３．　受注者は、選定した新技術が第６２条　新技術の活用「新技術の定義」３．対象とする新技術に示す 1)～4)のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。

４．　当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない

５．　受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたり NETIS 申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用は NETIS 申請者が負担する。

６．　試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS 申請者の負担とする。

７．　受注者は、活用する新技術が情報種別記号「－ＶＥ」以外の NETIS 登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム(NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。

８．　受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第６４条　新技術導入促進(Ⅰ)型工事について

１．新技術導入促進(Ⅰ)型工事

本工事は、新技術（NETIS 登録技術）の現場での活用のため、発注時に新技術活用方針の提出を求める「新技術導入促進(Ⅰ)型」の試行対象工事である。

２．定義

新技術導入促進(Ⅰ)型とは、建設現場におけるイノベーションの推進、生産性向上のため、仕様書等にない新技術を求める工事である。本工事では、発注者が指定したテーマについて、施工者からの提案により、新技術を活用し、工事を実施するものである。

３．新技術の活用に係る費用は応札価格に含むものとし、設計変更の対象外とする。
４．契約書第１８条及び第１９条の規定による変更等が生じた場合は、提案内容の履行の有無等について、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

第６５条　建設現場の遠隔臨場における遠隔臨場の実施

１．建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）とWeb 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）R5.3」を参考に実施するものとする。

URL　https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf

２．遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

３．実施内容

（1）段階確認・材料確認、立会での確認

①　受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。

②　確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用する PC にて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管する。（従来の立会資料の管理と同様とする。）

（2）動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」（カメラを手に持って歩きながら撮影）での撮影はしないこと。

動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮するものとする。

（3）機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有シ

ステム（ASP）」、「Web 会議システム（teams、zoom 等）」等、何れのシステムを利用してよい。

（4）遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

（5）フォローアップ調査

工事完了時に別紙様式-１９を監督職員へ提出するものとする。

また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示によるものとする。

（6）費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事実施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

（7）不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準　令和５年３月３日（国不建第 578 号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第６６条　建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施について

１．建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）と Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

２．遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事実施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

３．遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ判断する。

４．実施内容

（1）技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

（2）機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

（3）遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

（4）効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

（5）費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

（6）不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和 3 年 9 月 30 日（国不建第 273 号）』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第６７条　契約後ＶＥ方式

１．ＶＥ提案の定義

「ＶＥ提案」とは、契約書第 19 条の２の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

２．ＶＥ提案の意義及び範囲

１）受注者がＶＥ提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。

２）以下の提案は、ＶＥ提案の範囲に含まないものとする。

⑴施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。

⑵契約書第 18 条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。

⑶提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

３．ＶＥ提案書の提出

１）受注者は、前項のＶＥ提案を行う場合は、次に掲げる事項をＶＥ提案書⑴別紙様式－１～４⑴に記載し、発注者に提出しなければならない。

⑴設計図書に定める内容とＶＥ提案の内容の対比及び提案理由

⑵ＶＥ提案の実施方法に関する事項⑴当該提案に係る施工上の条件等を含む⑴

⑶ＶＥ提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

⑷発注者が別途発注する関連工事との関係

⑸工業所有権等の排他的権利を含むＶＥ提案である場合、その取扱いに関する事項

⑹その他ＶＥ提案が採用された場合に留意すべき事項

２）発注者は、提出されたＶＥ提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

３）受注者は、前項のＶＥ提案を契約の締結日より、当該ＶＥ提案に係る部分の施工に着手する３５日前までに、発注者に提出できるものとする。

４）ＶＥ提案の提出費用は、受注者の負担とする。

４．ＶＥ提案の審査

提出されたＶＥ提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、ＶＥ提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

５．ＶＥ提案の採否等

ＶＥ提案の採否について、原則として、ＶＥ提案の受領後 14 日以内に書面⑴別紙様式－５⑴により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、ＶＥ提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

６．ＶＥ提案を採用した場合の設計変更等

１）ＶＥ提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。

２）前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。

３）前項の変更を行う場合においては、ＶＥ提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の１０分の５に相当する金額⑴以下「ＶＥ管理費」という。）を削減しないものとする。

４）ＶＥ提案を採用した後、契約書第 18 条の条件変更が生じた場合、発注者がＶＥ提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、ＶＥ管理費については、原則として変更しないものとする。

７．ＶＥ提案の活用と保護

評定の結果、当該ＶＥ提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。

８．責任の所在

発注者がＶＥ提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、ＶＥ提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

第６８条　生産性向上チャレンジ工事

１．試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

２．試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。

本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第６２条 新技術活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

３．工事成績評定

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

４．本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第６９条　ISO9001 認証取得の活用

本工事は、ＩＳＯ９００１認証取得を活用した監督業務等の取扱いの対象工事（以下、「ＩＳＯ活用工事」という）である。ただし、低入札価格調査制度調査対象工事及び過去２年以内に粗雑工事による指名停止等措置をうけた受注者を除くものとする。

１．　受注者は、ＪＩＳＱ９００１（ＩＳＯ９００１）の認証を取得している場合において、契約締結後に申請し、発注者の承認を受けた場合、本条の規定に従って、ＩＳＯ活用工事として実施することができる。

２．　受注者は、ＩＳＯ９００１認証取得を活用した監督業務等の取扱いを希望する場

合、工事請負契約締結の日から１４日以内に以下の書類により申請し、承認を得ることとする。

①申請書（別紙様式－６）

②ＩＳＯ９００１の認証の取得に係る登録証の写し

③ＩＳＯ９００１の審査に係る書類（受注者が送付を受けた最新の審査報告書、その審査の合否判定結果の写し）

④申請に係る工事を担当する内部組織が、ＩＳＯ９００１の認証を取得していることを示す書類

⑤ＩＳＯ９００１の認証の範囲が工事の内容に一致していることを示す書類

⑥ 申請者が申請日の前年度及び前々年度（申請日の属する月が４月から７月までの場合にあっては前々年度及びその前年度）に完成した官庁営繕部又は地方整備局の所掌する工事（港湾空港関係を除き、申請工事が土木工事の場合には土木工事、営繕工事の場合には営繕工事のものに限る）のすべての工事成績評定通知書の写し

⑦⑥がない場合、ＩＳＯ９００１の認証取得以降に官庁営繕部又は地方整備局の所掌する工事の成績評定を受けているときは、直近の工事成績評定通知書の写し

但し、②でその内容が確認できる場合、④、⑤は提出を要しない。

３．次に掲げる場合においては、本取扱いを中止し、通常の監督業務を実施する。

①受注者のＩＳＯ９００１認証が取り消された場合、又はその維持が困難と見込まれる場合。（別紙様式－７により監督職員に速やかに申出）

②受注者の検査記録及び品質マネジメントシステムの運用状況に関して不適合が多いと認められた場合。

４．受注者は、別途発注者から委託を受けた機関が行う品質システム運用による効果等の調査に関し、協力するものとする。

５．品質計画書の提出

受注者は、工事に係る品質計画書を作成し、工事の着手前に監督職員に提出するものとする。この場合、当該工事の施工計画書及び品質計画書は統合して作成することができる。また、両者をそれぞれ作成する場合において、その記載内容に重複が生じる場合は、その一方の記載において他方の記載を参照すべき旨を記載して作成することができる。

６．品質マネジメントシステムを活用した監督業務

本工事は、以下の項目について、受注者が作成した検査記録を監督職員の確認（以下「検査記録の確認」という）を受けることにより、代えることができる。

①「指定材料の確認」

指定材料の確認については、指定された材料の品質・規格等の試験、立会い又は確

認を、受注者が作成した検査記録を確認することをもって代えることができる。

②「工事施工の立会い」

工事施工の立会いについては、受注者が作成した検査記録を確認することをもって代えることができる。

③「段階確認」

段階確認については、ＩＳＯ９００１活用工事の場合、原則として、下表の方法に代えることができる。但し、重点監督の対象工種については、通常の段階確認を実施するものとする。受注者が当該工事の一部の工事種別についてこの取扱いを希望しない場合についても、監督職員の承諾を得た上で通常の立会い及び段階確認を選択することができる。

	監督項目	段階確認
①	掘削長さ、支持地盤等設計変更に関わる項目	通常の段階確認を実施する。
②	事前に試験矢板又は試験杭の施工を伴う項目	通常の段階確認を実施する。ただし、試験矢板又は試験杭の施工以降の矢板及び杭の施工については適当な時期に請負者の検査記録の一部を抽出して確認する。
③	鉄筋組立てに関する項目	通常の半分の頻度で段階確認を実施する。
④	土木工事共通仕様書第３編第１章 1-1-6 の６項、表１－１段階確認一覧表のうち上記①、②、③以外の項目	適当な時期に請負者の検査記録を確認する。
⑤	その他の項目	適当な時期に請負者の検査記録の一部を抽出して確認する。

④「重点監督」

本工事のうち重点監督の対象工種は次のとおりとする。

区分	対象工工種
重点監督	ＰＣ橋工
一般監督	上記以外のすべての工種

７．内部監査の実施

内部監査は、６ヶ月に１回程度（工期が６ヶ月以内の場合にあっては工期内において１回以上）実施するものとする。なお、受注者は、本工事の品質計画書又は施工計画書に、本工事で実際に内部監査を行う監査チームリーダーの氏名、経歴、経験及び具体的な監査実施時期を記述するものとする。

内部監査における監査チームのリーダーは、以下の①～④のすべての要件を満足し、かつ当該工事に直接携わる者以外の独立した者とする。

①　１０年以上の現場経験を有する。

②　以下の資格の少なくとも１つ以上を有する。

イ　技術士

ロ　１級土木施工管理技士

ハ　１級造園施工管理技士

ニ　１級建築士
ホ　１級建築施工管理技士
ヘ　建築設備士
ト　１級電気主任技術者
チ　１級管工事施工管理技士
リ　１級電気工事施工管理技士
ヌ　１級建設機械施工技士

③　以下のいずれかの内部監査研修を修了している。

イ　一般財団法人 日本規格協会（ＪＲＣＡ）の承認を受けている審査員研修機関が実施する内部監査員養成セミナー（研修）

ロ　以下の要件のいずれかを満たすことでイと同等と認められる受注者等の講師による社内研修

ⅰ　当該研修の講師が一般財団法人 日本規格協会（ＪＲＣＡ）の承認を受けている審査員研修機関が実施する審査員研修を修了している。

ⅱ　当該研修の講師がイの研修を受け、その後内部監査チームのリーダー経験がある

④　③の研修修了後、現場の作業所を対象に内部監査チームのリーダーを経験している。

８．トレーサビリティの確保

受注者は、以下に示す材料について、工事完了後に使用場所、時期、品質が確認できるように管理を行うものとし、本工事の品質計画書または施工計画書に記述するものとする。

品名	規格	摘要
レディーミクストコンクリート	早強ポルトランドセメント 呼び強度　３０N/mm2 スランプ　１５cm W/C　４３％以下	
	呼び強度　３０N/mm2 スランプ　１２cm	
	高炉セメントＢ種 呼び強度　３０N/mm2 スランプ　１５cm W/C　５５％以下	

９．品質記録

受注者は、当該工事において作成した品質記録に関し、監督職員が提示又は写しの提出を求めた場合は、これに従わなければならない。

１０．検査時の提出書類

受注者の検査記録の確認に置き換えたものに関して、検査時に提出する品質管理及び出来形管理に関する書類については、必要項目が網羅され、監督職員の承諾が得られた場合には、指定様式によらず受注者の検査記録の様式により提出することができる。

１１．その他

品質計画書、品質マネジメントシステム運用状況の把握、検査時の対応その他の取扱いについては、平成１６年９月１５日付け国関整契第４３５号、国関整技調第３４号、国関整技評第３３号「工事におけるＩＳＯ９００１認証取得を活用した監督業務等の取扱いについて」によるものとし、本取扱いの承認を得た受注者に、別途、監督職員から通知する。

第７０条　現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務を日本振興株式会社に委託している。

第７１条　施工体制調査員

本工事は、現場における施工体制の点検補助を関東建設マネジメント株式会社に委託する予定としている。

また、本工事の施工体制の点検を担当する施工体制調査員の氏名は、別途監督職員より通知する。

なお、施工体制調査員は、工事の情報共有システム（ＡＳＰ）により電子書類を閲覧し、点検を行うため、施工体制調査員を情報共有システム（ＡＳＰ）のユーザーに登録するものとする。(「閲覧のみ可能」で登録)

第７２条　施工体制の点検

１．受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成 12 年法律第 127 号　最終改正令和３年９月１日)第 15 条３により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。

２．施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。

３．施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員)、氏名、顔写真の入った名札を着用している。

４．当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。

５．施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。

６.施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（ＡＳＰ）により「閲覧」し、点検する。

７．施工体制調査員は、第１回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているＷＥＢ会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。ただし、立会や打合せ等においてＷＥＢ会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第７３条　品質証明

本工事は、品質証明対象工事とする。なお、提出様式は別紙様式－１２によるものとする。

第７４条　工事完成図書の納品

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領(令和５年３月)：(以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データを指す。「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】(令和６年３月)」を参考とするものとする。
2. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。 なお。オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。
3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

第７５条　技術検査

1. 本工事は、中間技術検査対象工事とし、実施回数は２回以上を原則とする。なお、工事成績優秀企業の適用工事にあたっては、減免することが出来るものとする。但し、低入札価格調査制度対象工事となった工事及び監督強化価格対象工事については、減免の適用の対象外とする。
2. 中間技術検査の実施時期は、完成、既済部分(完済を含む)の検査時期及び当該工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点で行うことを原則とする。実施時期は、監督職員が選定するものとし、監督職員は、受注者に対して書面をもって検査日及

び検査職員名を通知するものとする。

3. 中間技術検査は、上記を標準として実施することとするが、中間技術検査の主旨を踏まえ、現場条件、工事規模、内容、工期等を考慮して、実施時期、実施回数を変更することが出来る。

第７６条　書類限定検査

１．　本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「検査書類限定型工事」の対象である。

２．検査書類限定型工事とは、検査時に下記の１０書類に限定して資料検査を行うものであり、実施について協議するものとする。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む。）	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質規格証明資料
④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外

・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外

３．実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第７７条　ウイルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第７８条　低炭素型コンクリート試行工事（プレキャスト）

本工事は、建設関連業界等のカーボンニュートラルに向けた取組を促進するとともに、調達上の課題等を検証するため、セメント置換率の高いコンクリートなどのコンクリート製造時の CO2 排出量（コンクリートの材料の CO2 排出を含む）を削減した「プレキャスト製品による低炭素型コンクリート」の試行工事である。

①低炭素型コンクリート製品の規定・確認

低炭素型コンクリートはポルトランドセメントの置換率が５５％以上のもの又は

これと同等以上の CO2 排出削減効果のあるものとする。受注者は、低炭素型コンクリート製品の購入前に、以下が確認出来る資料を監督職員に提出し、施工数量について監督職員と協議するものとする。

・低炭素型コンクリート製品の出荷を予定している工場の所在
・低炭素型コンクリート製品の出荷を予定している工場と施工現場までの運搬距離
・低炭素型コンクリート製品の見積書
・低炭素型コンクリート製品による CO2 排出削減効果（算出可能な場合に限る）

低炭素型コンクリート製品の配合品質証明書等を監督職員に提出し、監督職員は置換率が５５％以上であること又は同等以上の CO2 排出削減効果があることを確認するものとする。なお、費用対効果等を考慮し、低炭素型コンクリートを使用しない場合がある。

②試行工事の実施に要する費用

当該試行工事の実施に要する低炭素型コンクリート製品の費用は見積によるものとし、設計変更の対象とする。

③試行結果の検証への協力

試行にあたり受注者は実施状況や結果検証のための調査に協力するものとする。

第７９条　南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】発表時の対応

１．本工事の施工場所は、南海トラフ地震防災対策推進地域が含まれる工事である。

２．　受注者は、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】の発表時における、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業に対する措置の内容及び津波避難を含む作業員等の安全確保の方法について施工計画書に記載するものとする。なお、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における工事にあっては、津波避難に関して施工計画書に記載するものとする。

３．　受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が気象庁から発表された場合には、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、あらかじめ定めた施工計画書の措置内容に基づき、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業について、工事請負契約書第 20 条等の規定に基づく発注者からの一時中止の通知があったものとして、警戒する措置が解除されるまでの間（１週間）は一時中止するものとする。その他の作業について、受注者は、改めて後発地震又は津波に備え作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、土木工事安全施工技術指針に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。

４．　受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震注意】が気象庁から発表された場

合には、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、改めて後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、土木工事安全施工技術指針に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。

５．　受注者は、南海トラフ地震臨時情報を受けて措置を行った場合においては、実施した内容について監督職員に報告するものとする。

６．　なお、南海トラフ地震臨時情報の発表があった場合は、後発地震及び津波の発生に備えるため必要に応じて、受注者は施工計画書の記載にかかわらず、工事の一時中止について監督職員と協議できるものとする。

第２章　個人情報の取り扱いについて

第８０条　基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年５月 30 日法律第 57 号）第 66 条第２項第１号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない

第８１条　秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第８２条　取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

第８３条　利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第８４条　複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理する

ために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第８５条　再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）第 66 条第２項第４号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

第８６条　事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第８７条　資料等の返却等

１．　受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙－２）を発注者に提出しなければならない。

２．　前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

第８８条　管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

第８９条　管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

第９０条　従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第３章　一般施工

第９１条　作業ヤード

ヤード造成と工事用道路及び迂回路の設置については、別途工事において令和８年５月までに完了予定であるが、必要である場合監督職員と協議するものとする。

第９２条　工事用搬入路

本工事の工事用搬入路は、別図－１に示す箇所を予定している。
現地の状況等により、変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

第９３条　足場、防護工

１．　本橋の桁架設作業および橋梁付属物の施工に関する足場工については、架設足場を見込んでおり、桁下足場、側部足場、橋台・橋脚回り足場を見込んでいる
　なお、詳細については監督職員と協議するものとする。

２．　登り桟橋についてはＡ１橋台・Ａ２橋台・Ｐ１橋脚・Ｐ２橋脚・Ｐ３橋脚の５箇所を見込んでいる。

３．　現地の状況を十分確認し、安全性、細部構造等については、受注者の責において十分検討を行い、受注者の責任において決定し施工するものとする。

第４章　無筋・鉄筋コンクリート

第９４条　レディーミクストコンクリート

１．コンクリートは、レディーミクストコンクリートを原則とし、下記の仕様によるものとする。

用途	粗骨材の最大寸法	スランプ	水セメント比	呼び強度	セメントの種類
横組	２５mm	１５cm	４３％以下	３０N/mm2	早強ポルトランドセメント
ＰＣ板	２５mm	１２cm	－	３０N/mm2	高炉セメントＢ種
床版	２５mm	１２cm	５５％以下	３０N/mm2	高炉セメントＢ種

壁高欄	２５mm	１２cm	５５％以下	３０N/mm2	高炉セメントＢ種
調整コンクリート	２５mm	１２cm	５５％以下	２４N/mm2	普通セメントＢ種

ただし、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

２．コンクリートの耐久性向上の対策は「コンクリートの耐久性向上」仕様書(土木編)(平成 14 年８月一部改正)により行うものとする。

第９５条　配合

水セメント比については、示方配合表により監督職員の確認を得なければならない

なお、水セメント比を減じることにより施工性が著しく低下する場合は、必要に応じて、高性能減水剤の使用等を検討しなければならない。また、下記構造物については適用除外とする。

・仮設構造物(建設後数年の内に撤去するもの。)
・最大高さ 1m 未満の擁壁・水路・側溝及び街渠等の構造物。
・管(函)渠等(φ600 未満、600mm×600mm 未満)の構造物。
・道路照明、標識、防護柵等の構造物。
・耐久性を期待しない構造物。

第９６条　エポキシ樹脂塗装鉄筋

本工事で使用するエポキシ樹脂塗装鉄筋については、加工場から施工場所までの運搬費用を見込んでいる。

第９７条　はく落防止対策工

本工事で施工するはく落防止対策工は下記のとおりを見込んでいる。なお、はく落防止対策工に使用する材料はNEXCO構造物施工管理要領を確認し、監督職員と協議するものとする。

はく落防止：砂付アラミド三軸メッシュシートによるコンクリート片剥落防止対策工

第９８条　ひび割れ発生状況の調査

１．適用範囲

ひび割れ発生状況の調査の対象工種については、高さが 5m 以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が 25m2 以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工、及び高さが 3m 以上の堰・水門・樋門とする。

但し、いずれの工種についても、プレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは測定の対象としない。

２．調査方法

①　0.2mm以上のひび割れ幅について、展開図を作成するものとし、展開図に対応する写真についても提出しなければならない。

② ひび割れ等変状の認められた部分のマーキングを実施しなければならない

３．調査時期

調査は、足場が存置されている間に実施しなければならない。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得るものとする。

４．調査の報告

構造物毎に別紙様式－１１により調査票を作成し提出しなければならない。

５．調査結果の評価

調査結果の評価に当たっては、「ひび割れ調査結果の評価に関する留意事項」を参考にした評価を行ない評価書(様式自由)を提出しなければならない。

第９９条　コンクリート構造物非破壊試験（配筋状態及びかぶり測定）について

１．　コンクリート構造物非破壊試験(配筋状態及びかぶり測定)は、「非破壊試験等によるコンクリートの品質管理について」（平成３０年１０月２４日付け国官技第４－40－4号）（http://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html を参照）により行うものとする。

２．　本工事での試験箇所数は以下のとおりとする。

なお、以下により難い場合は監督職員と協議の上、対象構造物、箇所数等を決定するものとする。

①対象工種：上部工

②試験方法及び箇所数等

試験方法	測定位置	備考
電磁波レーダ法	３カ所／径間	床板・横組工

第１００条　微破壊・非破壊試験によるコンクリートの強度測定

１．　微破壊・非破壊試験によるコンクリートの強度測定は、「非破壊試験等によるコンクリートの品質管理について」（平成３０年１０月２４日付け国官技第４４号）（http://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html を参照）により行うものとする。

２．　本工事での試験箇所数は以下のとおりとする。

なお、現地状況、試験実施機関の実情等により、以下により難い場合は監督職員と協議の上、測定方法、対象構造物及び箇所数等を決定するものとする。

①対象構造物上部工

②試験方法及び試験体数等（微破壊試験）

試験方法	測定数 （１打設ロット当たり）	備考
超音波法又は衝撃弾性波法	３カ所／径間	床版・横組工

第１０１条　レディーミクストコンクリート単位水量測定

本工事においては、1 日当たりレディーミクストコンクリートの使用量が 100m3 以上施工するコンクリート工において、「レディーミクストコンクリートの品質確保について(平成 15 年 10 月２日、国官技第 185 号)」、「「レディーミクストコンクリートの品質確保について」の運用について(平成 15 年 10 月２日、国コ企第３号)」及び「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領(案)」(以下、測定要領という)(これらについて、受注者が所持しない場合は工事契約後に受注者から監督職員に通知を求めるものとする。)に基づき、施工管理を行い、その記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、完成検査時に提出しなければならない。ただし、それ以外で監督職員から請求があった場合は直ちに提示しなければならない。測定機器は測定要領の「２．測定機器」によるものとするが、現場条件により発注者から測定機器を指示する場合がある。又、使用する機器を施工計画書に記載するものとする。

単位水量の測定は、測定要領の「６．測定頻度」及び「７．管理基準値・測定結果と対応」により実施することとする。なお、これらに定められてない場合は監督職員と協議するものとする。

第１０２条　銘板の設置

１．本工事は、銘板を設置するものとする。

２．材質・規格、記載事項については以下を標準とし、詳細について受注者は監督職員と協議し指示を受けるものとする。

１）材質・規格

①材質：ＪＩＳ　Ｈ　２２０２（鋳物用銅合金地金）

②寸法：６００mm×４００mm

③文字サイズ：１５mm程度

なお、銘板の寸法について変更となる場合は、設計変更の対象とする。

２）記載事項

①構造物名称

②工事名称

③工期又は完成年月

④発注機関名

⑤諸元

⑥適用基準

⑦設計基準強度

⑧水セメント比

⑨コンクリート工場名

⑩設計会社名、設計責任者名

⑪施工会社名、監理技術者名

⑫施工会社名、現場代理人名

⑬⑫当該工事に携わった技術者名及び所属する会社名

⑭監督職員名、検査職員名

なお、⑬について、元請け会社の担当技術者及び下請施工会社の専任の主任技術者とし、本人の了解を得た上で記載することができる。⑭について監督職員、検査職員を記載することができるものとする。

３．　取付位置については、通常の点検で目視できる位置とし、監督職員の承諾を得るものとする。

【銘板作成例】

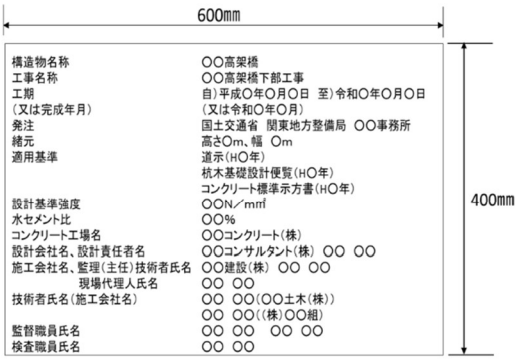

※上記作成例の諸元及び適用基準、設計基準強度、水セメント比、コンクリート工場名については、対象構造物により必要な項目を適宜記載するものとする。

第１０３条　型枠穴孔の補修

型枠セパレータで除去タイプのコーンを用いる場合は、セパレータ端部が鉄筋かぶり内に残らないようにすること。

また、モルタル等による型枠穴孔の補修を行う場合は、専用コテ等で入念に仕上げること。

型枠穴孔の補修材の落下による第三者被害が想定される箇所については、落下の懸念が少ない方法によることとし、その方法を施工計画書に記載しなければならない。

第１０４条　組立て

配筋・組立において、鉄筋組立固定架台、鉄筋固定金具を使用する場合は監督職員と協議しなければならない。

第１０５条　目地板

伸縮目地材は、樹脂発泡体とし厚さは１０mm、発泡倍率３０倍とする。

第１０６条　排水支持金具のインサート

排水支持金具のインサートについては、当初は見込んでいないため、契約後監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

第５章　コンクリート橋上部

第１０７条　PC 鋼材等

1. PC 鋼材の構造については設計図書によるものとするが、構造等を変更する場合は、同様の機能を有する構造とし、設計計算書等を作成し、監督職員と協議しなければならない。
2. 設計図書に示す定着具の構造については、その標準を示したものであり、受注者において選定するものとする。

ただし、使用する定着具が同様の機能を有する構造であることを証明するため設計計算書等を作成し、監督職員の承諾を得なければならない。

第１０８条　プレキャストセグメント主桁組立工

接着剤の品質管理については「プレキャストブロック工法によるプレストレストコンクリートＴげた道路橋設計・施工指針」(平成 4 年 10 月)社団法人日本道路協会の品質規格を満足しなければならない。

第１０９条　仮設工（任意仮設）

１．本橋の架設は、トラッククレーン架設工法を見込んでいる。施工にあたっては、現地状況を十分把握し、安全性、細部構造等については受注者において十分検討を行い、受注者の責任において決定し、施工するものとする。

なお、現地状況、施工条件等に変更が生じた場合は、監督職員と協議しなければならない。

２．本工事において重機足場等の地耐力を確保するための対策について、当初見込んでいないが、必要な地耐力が生じた場合は監督職員と協議するものとする。

３．作業ヤード内には占用物件が埋設されており、A1－P1 間、P3－A2 間架設時の

当該施設への影響については監督職員と協議すること。

第１１０条　表面被覆工

表面被覆工はＣＣ－Ａ塗装仕様を見込んでいるが、これにより難い場合は監督員と協議するものとする。

第１１１条　支承工

支承モルタルは、無収縮性モルタル(セメント系プレミックスタイプ)とし、配合については、次表のとおりとする。

試験項目	規格値
コンシステンシー	セメント系：８±２秒 （練り混ぜ完了３分以内）
ブリーディング	練り混ぜ２時間後：２％以下
凝結	開始：１時間以上 終結：１０時間以内
膨張収縮	材齢７日で収縮なし
圧縮強度	材齢３日で収縮なし：２５N/mm2 材齢２８日：４５N/mm2
付着強度	材齢２８日：3N/mm2

第１１２条　グラウト工

ＰＣグラウトの充てんにあたっては、道路橋示方書・同解説によるほか、品質向上対策として以下を実施することとする。

対策の実施にあたっては対象箇所と使用材料等について監督職員と協議すること。

なお、施工条件等により本対策の実施による品質向上が期待できない場合は、受発注者間で協議のうえ実施の対象外とすることができる。

【品質向上対策】

・超低粘性ＰＣグラウト材の使用

・グラウト流量計の使用による充填量管理

第１１３条　臨時の遠隔臨場の実施について

本工事は、契約の適正な履行と品質確保及び受注者との円滑な意思疎通を目的として、「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領(案)」に基づく遠隔臨場の取り組みの一環として、必要に応じて臨時の遠隔臨場を実施する対象工事である。

受注者は、工事着手にあたり、臨時の遠隔臨場の実施に関する機器、体制等について、発注者に確認のうえ施工計画書に記載することとし、監督職員より臨時の遠

隔臨場の実施が連絡された場合はこれに応じなければならない。

必要に応じて臨時の遠隔臨場を行う作業は以下のとおりとする。

・鋼橋上部工における溶接（工場内）

・ＰＣ橋工事におけるＰＣグラウト充填（架設現場内）

注：上記工種は工事に応じ、適宜記載内容を変更すること

本取り組みにかかる費用については、「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領(案)」に基づく遠隔臨場に含まれることとする。

本取り組みに関し、効果検証のためのアンケート調査等を実施する場合があり、受注者はこれに応じなければならない。

第１１４条　橋梁工事における足場工の新技術の活用促進について

本工事は、工事契約後に、受注者が現場状況を踏まえたうえで、従来型のパイプ足場にシステム足場等の新技術を加えて、コストのみでなく施工性、工期、安全対策の確実性などを総合的に比較検討したうえで、足場工法の選定を発注者に協議する。なお、比較検討の対象は必ずしも全ての箇所ではなく、現場条件を踏まえ効果的な箇所とすること。また、現場条件を踏まえ新技術の活用の効果が明らかに見込めない場合は、比較検討資料の作成等は不要とする。

足場工法は受発注者協議により決定するが、当初設計と異なる足場工法を選定する場合は設計変更の対象とする。

比較対象とする技術は、ＮＥＴＩＳ掲載技術を基本とするが、ＮＥＴＩＳ掲載終了技術やその他技術についても対象とすることを妨げない。

第６章　その他

第１１５条　震災対策

１．地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。

２．地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第１１６条　工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

第１１７条　道路橋維持管理資料の作成

１．　本工事において施工した橋梁について、施工に関する記録などを保存するため「道路橋関連資料の保存要領（案）」に基づき電子媒体を作成し、監督職員に提出すること。

２．　本工事において作成する資料の対象は、「道路橋関連資料の保存要領（案）」に基づき監督職員の指示によるものとする。なお、作成に要する費用については、当初は計上していないため、設計変更の対象とする。

別紙－１

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	■ 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 ■ 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。 □ 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。 □ 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲。 ■ 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 □ 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。 □ 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。	第６１条 第６０条 第５５条
用地関係	□ 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期。 □ 工事用地等の使用終了後における復旧内容。 □ 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。 □ 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。	
公害関係	■ 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。 □ 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間。 □ 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）。 □ 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等。	第４９条
安全対策関係	□ 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間。 □ 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容。 □ 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容。 ■ 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。 □ 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容。	第４２条
工事用道路関係	一般道路を搬入路として使用する場合 ■ 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等。 □ 搬入路の使用中及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容。 仮道路を設置する場合。 □ 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間。 □ 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）。 □ 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容。	第９２条
仮設備関係	□ 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等。 □仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法 □仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容。	

明示項目	明示事項	記載条項
建設副産物関係	□ 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件。 □ 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容。 □ 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。	
工事支障物件等	□ 地上、地下等の占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等。 □ 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等。	
薬液注入関係	□ 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等。 □ 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容。	
その他	□ 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等。 □ 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等。 □ 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等。 □ 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容。 □ 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件。 □ 工事用電力等を指定する場合は、その内容。 □ 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容。 □ 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期。 □ 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等。	

別紙－４

条件明示チェックリスト

工事名　：　Ｒ７横環南新小雀高架橋上部工事

1．工事全般関係

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
1　**各種積算の取り組みの有無**			
①見積活用方式	☐	☑	
②間接工事費実績変更方式	☐	☑	
③地域外からの労働者確保に要する設計変更	☐	☑	
2　**補正の有無**			
①日当たり作業量補正	☐	☑	
②現場閉所による週休2日制適用工事（受注者希望方式）	☑	☐	第58条
③週休2日交替制モデル工事（○○方式）	☐	☑	
④ICT活用工事（3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、	☐	☑	
外注経費等の費用）			
⑤その他補正　　該当補正→（　　）	☐	☑	
3　**各種調査対象工事**			
①諸経費動向調査の対象工事	☐	☑	
②施工状況モニタリング調査の対象工事	☐	☑	
③施工合理化調査の対象工事	☐	☑	
④新技術歩掛調査の対象工事	☐	☑	
⑤施工形態動向調査	☐	☑	
4　**施工時期及び施工時間帯の制約**			
①制約内容の有無	☐	☑	
a.時期の制約	☐	☑	
b.時間の制約	☐	☑	
c.その他	☐	☑	
5　**余裕工期を設定した工事**			
①余裕工期が設定されている工事である。	☑	☐	第55条

2. 工程関係(1)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
1　**影響を受ける他の工事**			
①先に発注された工事で、当該工事の工程が影響される工事の有無	☑	☐	第61条
a.工事名	☑	☐	
b.上記工事の発注者	☐	☑	
c.影響内容	☐	☑	
d.具体的な制約	☐	☑	
e.その他事項	☐	☑	
②後から発注する工事で、当該工事の工程が影響される工事の有無	☐	☑	
a.工事名	☐	☑	
b.上記工事の発注者	☐	☑	
c.影響内容	☐	☑	
d.具体的な制約	☐	☑	
e.その他事項	☐	☑	
③その他工事で、当該工事の工程が影響される工事の有無	☐	☑	
a.工事名	☐	☑	
b.上記工事の発注者	☐	☑	
c.影響内容	☐	☑	
d.具体的な制約	☐	☑	
e.その他事項	☐	☑	

2. 工程関係(2)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
2 自然的・社会的条件で制約を受ける施工の内容、時期、時間及び工法等			
①交通規制や工事内容により、工事の施工期間又は時間帯に制約が生じるか。	☐	☑	
a.要因	☐	☑	
b.施工内容	☐	☑	
c.施工箇所	☐	☑	
d.施工時期	☐	☑	
e.施工時間	☐	☑	
f.具体的制約内容 ：	☐	☑	
②出水期や積雪・融雪期において、施工を中止あるいは休止する必要があるか。	☐	☑	
a.要因	☐	☑	
b.施工内容	☐	☑	
c.施工箇所	☐	☑	
d.施工時期	☐	☑	
e.施工時間	☐	☑	
f.具体的制約内容	☐	☑	
③漁期や農業・用排水の使用時期、また地場産業の影響により、施工期間又は時間帯に制約が生ずるか。	☐	☑	
a.要因	☐	☑	
b.施工内容	☐	☑	
c.施工箇所	☐	☑	
d.施工時期	☐	☑	
e.施工時間	☐	☑	
f.具体的制約内容	☐	☑	
④自然環境の保全に関する制約の有無 （猛禽類等の保護動植物の生息する可能性のある地域での施工制約）	☐	☑	
a.要因	☐	☑	
b.施工内容	☐	☑	
c.施工箇所	☐	☑	
d.施工時期	☐	☑	
e.施工時間	☐	☑	
f.具体的制約内容	☐	☑	

2. 工程関係(3)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
3 関連機関等との協議に未成立なものがある場合の制約等			
①協議の成立時期が具体的に見込める場合はその内容を明示。	☐	☑	
a.関連機関	☐	☑	
b.制約内容	☐	☑	
c.協議内容	☐	☑	
d.成立見込時期	☐	☑	
②協議の結果、工程等に制約を受けることが予想される場合は、あらかじめその協議内容及び制約される内容等を明示。	☐	☑	
a.関連機関	☐	☑	
b.制約内容	☐	☑	
c.協議内容	☐	☑	
d.成立見込時期	☐	☑	
③協議の必要性はあるが、未実施である場合はその内容を明示。	☐	☑	
a.関連機関	☐	☑	
b.制約内容	☐	☑	
c.協議内容	☐	☑	
d.成立見込時期	☐	☑	
4 関係機関との協議の結果、工程に影響を受ける条件等			
①施工時期等について付された条件を具体的に明示。	☐	☑	
a.関連機関	☐	☑	
b.影響内容	☐	☑	
c.規制期間・時間	☐	☑	
②当初予想し得ない事態等が発生し工事期間等の変更が生じる場合は、監督職員に報告し、協議を行うことを明示。	☑	☐	第55条
a.内容	☑	☐	

2. 工程関係(4)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
5　占用物件(地下物件、架空線など)・埋蔵文化財等の事前調査・移設の制約			
①必要な事前調査の期間等を明示し、その管理者の都合により変更がある場合には別途協議することを合わせて明示。	☐	☑	
a.物件内容(場所含む)	☐	☑	
b.物件管理者	☐	☑	
c.事前調査・移設の期間	☐	☑	
②移設や撤去・保存等が必要になり影響を受ける場合は、施工方法や工程等について協議状況を明示。	☐	☑	
a.物件内容(場所含む)	☐	☑	
b.物件管理者	☐	☑	
c.事前調査・移設の期間	☐	☑	
③埋蔵文化財の発掘調査が必要な場合の状況を明示。	☐	☑	
a.物件内容(場所含む)	☐	☑	
b.物件管理者	☐	☑	
c.事前調査・移設の期間	☐	☑	
6　設計工程上の作業不能日数			
①工程に影響を与える特殊な工法がある場合は明示。	☐	☑	
a.対象工種	☐	☑	
b.場所	☐	☑	
c.日数	☐	☑	
d.内容	☐	☑	
7　概数発注・概略設計による発注工事の場合			
①概数発注、概略設計、修正設計中の工事の場合、詳細設計の完成時期について明示。	☐	☑	
a.対象工種	☐	☑	
b.区間	☐	☑	
c.詳細設計完成時期	☐	☑	

3. 用地関係(1)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
1　工事用地等に未処理部分がある場合			
①用地・立木の取得が終了していない場所の有無	□	☑	
a.場所・範囲	□	☑	
b.面積	□	☑	
c.取得見込み時期	□	☑	
②期日までに用地取得できない場合の対応を明示	□	☑	
a.内容	□	☑	
③保安林解除や用地の規制等の有無	□	☑	
a.場所・範囲	□	☑	
b.面積	□	☑	
c.解決見込み時期	□	☑	
d.当面の対応			
④官民境界が未確定部分がある場合の内容明示	□	☑	
a.場所・範囲	□	☑	
b.面積	□	☑	
c.協議状況、確定見込み	□	☑	
2　使用後の復旧条件がある場合			
①工事用地使用後の条件の有無	□	☑	
a.場所・範囲	□	☑	
b.面積	□	☑	
c.復旧完了期日	□	☑	
d.復旧条件	□	☑	
3　工事用仮設道路、資機材置き場等の用地を借地させる場合			
①工事用仮設道路、資機材置き場等の借地の有無	□	☑	
a.場所・範囲	□	☑	
b.面積	□	☑	
c.借地期間	□	☑	
d.復旧条件	□	☑	
②借地上の支障物件等があった場合には監督職員へ報告し対応を協議する旨の明示	□	☑	

3. 用地関係(2)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
4　官有地等を使用させる場合			
①使用する官有地の有無	☐	☑	
a.場所・範囲	☐	☑	
b.面積	☐	☑	
c.使用期間	☐	☑	
d.使用条件	☐	☑	
②現場状況から施工時に官有地を使用する必要が生じる場合は、監督職員へ報告し協議する旨を明示	☐	☑	
a.内容	☐	☑	

4. 環境対策関係(1)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
1 公害防止の為の制限がある場合			
①施工方法等において、公害防止の為の制限がある場合の明示	☐	☑	
a.対象工種	☐	☑	
b.対象箇所	☐	☑	
c.制限内容	☐	☑	
②騒音・振動等の測定を指定する箇所がある場合の明示	☐	☑	
a.対象工種	☐	☑	
b.対象箇所	☐	☑	
c.制限内容	☐	☑	
③公害に関する特定地域指定がある場合はその地域を明示	☐	☑	
a.対象工種	☐	☑	
b.対象箇所	☐	☑	
c.制限内容	☐	☑	
④地元対策上や法改正等により規制処置が必要となった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☐	☑	
a.内容	☐	☑	
2 水替、流入防止施設が必要な場合			
①水替、流入防止施設が必要がある場合の明示	☐	☑	
a.対象工種	☐	☑	
b.対象箇所	☐	☑	
c.制限内容	☐	☑	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☐	☑	
a.内容	☐	☑	
3 濁水、湧水等の処理で特別な対策を必要とする場合			
①濁水、湧水等の処理で特別な対策が必要な場合は明示	☐	☑	
a.対象工種	☐	☑	
b.対象箇所	☐	☑	
c.時期	☐	☑	
d.処理施設	☐	☑	
e.排水の水質目標値	☐	☑	
f.排水場所	☐	☑	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☐	☑	
a.内容 ：	☐	☑	

4. 環境対策関係(2)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
4　事業損失等、第三者に被害を及ぼすことが懸念される場合			
①騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇、電波障害等の事業損失が懸念される場合の事前・事後調査を行うことを明示	☐	☑	
a.懸念事項	☐	☑	
b.事前・事後調査の有無	☐	☑	
c.調査箇所	☐	☑	
d.調査時期	☐	☑	
e.調査方法	☐	☑	
f.その他	☐	☑	
②当初と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☐	☑	
a.内容	☐	☑	
5　油漏れ等に対策を必要とする場合			
①油漏れ、重金属等の対策が必要な場合の内容の明示	☐	☑	
a.対象工種	☐	☑	
b.対象機械	☐	☑	
c.時期	☐	☑	
d.実施方法・必要な資材等	☐	☑	
e.その他	☐	☑	
②当初と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☐	☑	
a.内容	☐	☑	

5. 安全対策関係(1)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
1　交通安全施設等の指定			
①車線減少等の規制を伴う場合の明示	☐	☑	
a.規制内容	☐	☑	
b.規制箇所	☐	☑	
c.規制期間	☐	☑	
②歩道通行帯を確保する場合の明示	☐	☑	
a.内容	☐	☑	
b.対象箇所	☐	☑	
c.期間	☐	☑	
③夜間作業を伴う場合の明示	☐	☑	
a.内容	☐	☑	
b.対象箇所	☐	☑	
c.期間	☐	☑	
④現場特有の交通規制を行う場合の明示	☐	☑	
a.内容	☐	☑	
b.対象箇所	☐	☑	
c.期間	☐	☑	
⑤当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☐	☑	
a.内容	☐	☑	
2　対策をとる必要がある他施設との近接工事がある場合			
①対策をとる必要がある他施設と近接する工事がある場合の明示	☐	☑	
a.対象施設・管理者	☐	☑	
(例:鉄道、ガス、電気、電話、上下水道、光ファイバ、その他施設)			
b.対象箇所	☐	☑	
c.施行条件	☐	☑	
d.その他(協議状況他)	☐	☑	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☐	☑	
a.内容	☐	☑	

5. 安全対策関係(2)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
3 施工上、防護施設等必要な場合			
①防護施設等が必要な場合の明示	☐	☑	
a.必要な防護施設	☐	☑	
(例:落石、雪崩、土砂崩壊、土石流、その他補強が必要な施設等)			
b.危険要因	☐	☑	
c.対策内容	☐	☑	
d.対象工種	☐	☑	
e.対象期間	☐	☑	
f.その他	☐	☑	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☐	☑	
a.内容	☐	☑	
4 保全設備・保安要員の配置等が必要な場合			
①交通誘導警備員・保安要員等の配置が必要な場合の明示	☑	☐	第42条
a.対象工種	☐	☑	
b.対象箇所	☐	☑	
c.対象期間	☐	☑	
d.対象要員	☑	☐	第42条
e.その他	☐	☑	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☑	☐	第42条
a.内容	☐	☑	
5 発破作業等の制限			
①発破作業等に制限がある場合の明示	☐	☑	
a.対象工種	☐	☑	
b.対象箇所	☐	☑	
c.対象期間	☐	☑	
d.制限内容	☐	☑	
e.その他	☐	☑	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☐	☑	
a.内容	☐	☑	

5. 安全対策関係(3)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
6 有害ガス及び酸素欠乏等の対策			
①換気設備等が必要な場合の明示	☐	☑	
a.危険要因	☐	☑	
b.対象工種	☐	☑	
c.対策内容	☐	☑	
e.その他	☐	☑	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☐	☑	
a.内容	☐	☑	
7 高所作業における対策が必要な場合			
①高所作業を行う必要がある場合の明示	☐	☑	
a.対象工種	☐	☑	
b.対象箇所	☐	☑	
c.対策内容	☐	☑	
e.その他	☐	☑	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☐	☑	
a.内容	☐	☑	
8 砂防工事の安全確保のために必要な対策を行う場合			
①安全確保に必要な情報の明示	☐	☑	
a.施工箇所の地形・地質特性	☐	☑	
b.危険要因	☐	☑	
c.対策内容	☐	☑	
e.その他	☐	☑	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☐	☑	
a.内容	☐	☑	

6. 工事用道路関係(1)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
1　一般道路を搬入路として使用する場合			
①運搬経路に制限がある場合または経路を指定する場合の明示	☑	☐	第92条
a.経路	☑	☐	
b.制限内容	☐	☑	
c.制限期間・時間	☐	☑	
d.その他	☐	☑	
②搬入路の使用中及び使用後に配慮すべき事項がある場合の明示	☐	☑	
a.内容	☐	☑	
b.対象区間	☐	☑	
c.期間	☐	☑	
③地元対応等の特筆すべき事項の明示	☐	☑	
a.内容	☐	☑	
b.対象区間	☐	☑	
c.期間	☐	☑	
④当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☐	☑	
a.内容	☐	☑	

6. 工事用道路関係(2)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
2　仮道路を設置する場合			
①仮道路の構造等を指定する場合の明示	□	☑	
a.区間	□	☑	
b.指定する内容	□	☑	
c.その他	□	☑	
②借地により仮道路を設ける場合の明示	□	☑	
a.区間	□	☑	
b.借地料等	□	☑	
c.維持補修内容	□	☑	
d.その他	□	☑	
③維持修繕の必要がある場合の明示	□	☑	
a.区間	□	☑	
b.維持補修内容	□	☑	
d.その他	□	☑	
④仮道路に安全施設が必要な場合の明示	□	☑	
a.必要な施設内容	□	☑	
b.対象区間	□	☑	
c.対象期間	□	☑	
d.その他	□	☑	
(存置、撤去等わかるように明示)			
⑤地元対応等の特筆すべき事項の明示	□	☑	
a.内容	□	☑	
b.対象区間	□	☑	
c.期間	□	☑	
⑥当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	□	☑	
a.内容	□	☑	

6. 工事用道路関係(3)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
3 一般道路を交通規制等により占用する場合			
①交通規制を行う場合の関係機関協議の有無の明示	□	☑	
a.協議機関	□	☑	
b.対象区間	□	☑	
c.対象期間・時間	□	☑	
d.規制内容	□	☑	
e.その他	□	☑	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	□	☑	
a.内容	□	☑	
4 他工事と工事用道路を共有する場合			
①他工事と工事用道路を共有する場合の明示	□	☑	
a.共有する他工事	□	☑	
b.工事用道路の管理者	□	☑	
c.共有する区間	□	☑	
d.期間	□	☑	
e.配慮事項	□	☑	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	□	☑	
a.内容	□	☑	
5 工事用道路の使用に制限がある場合			
①工事用道路に制限がある場合の明示	□	☑	
a.対象区間	□	☑	
b.対象期間・時間	□	☑	
c.制限内容	□	☑	
d.その他	□	☑	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	□	☑	
a.内容	□	☑	

7. 仮設備関係(1)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
1 他の工事に引き継ぐ場合			
①引き渡し条件の明示	☐	☑	
a.仮設備の名称	☐	☑	
b.引き継ぎ先の受注者	☐	☑	
c.撤去・損料などの条件	☐	☑	
d.維持管理条件	☐	☑	
e.引き渡し等の時期	☐	☑	
f.構造等安全性確認や検査の実施日時	☐	☑	
g.その他	☐	☑	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☐	☑	
a.内容	☐	☑	
2 引き継いで使用する場合			
①引き継ぎ条件の明示	☐	☑	
a.内容	☐	☑	
b.時期	☐	☑	
c.条件	☐	☑	
d.その他	☐	☑	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☐	☑	
a.内容	☐	☑	
3 構造及び施工方法を指定する場合			
①構造及び施工方法の条件を明示	☐	☑	
a.対象物	☐	☑	
b.存置期間	☐	☑	
c.規模・規格・数量等	☐	☑	
d.施工方法	☐	☑	
e.その他			
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☐	☑	
a.内容	☐	☑	

7. 仮設備関係(2)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
4 設計条件を指定する場合			
①仮設備の設計条件を指定する場合の条件明示	☐	☑	
a.対象物	☐	☑	
b.設計条件	☐	☑	
c.その他	☐	☑	
②指定仮設がある場合の条件明示	☐	☑	
a.対象物	☐	☑	
b.指定条件	☐	☑	
c.その他	☐	☑	
③当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☐	☑	
a.内容	☐	☑	
5 除雪が必要となる場合			
①除雪が必要な場合の条件明示	☐	☑	
a.対象箇所	☐	☑	
b.対象期間	☐	☑	
c.制限内容	☐	☑	
d.その他	☐	☑	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☐	☑	
a.内容	☐	☑	

8. 建設副産物関係(1)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
1 **建設副産物を搬出する、特定建設資材・再生材を使用する工事の場合**			
①建設副産物情報交換システムの活用の明示	☐	☑	
a.内容	☐	☑	
②建設副産物実態調査の対象工事の明示	☐	☑	
a.内容	☐	☑	
③建設発生土情報交換システム登録対象の明示	☐	☑	
a.内容	☐	☑	
④再生資材の活用の明示	☐	☑	
a.資材名	☐	☑	
b.規格	☐	☑	
c.使用箇所	☐	☑	
d.その他	☐	☑	
⑤特定副産物の搬出の明示 (特定建設資材の分別解体等・再資源化等の条項で記載していれば不要)	☐	☑	
a.対象	☐	☑	
b.受入場所	☐	☑	
c.受入時間帯	☐	☑	
d.仮置き場	☐	☑	
e.搬出調書等	☐	☑	
f.その他	☐	☑	
⑥建設リサイクル法対象工事の明示	☐	☑	
a.種類	☐	☑	
b.分別解体等の方法	☐	☑	
c.その他	☐	☑	
⑦指定副産物の指定再資源化施設へ搬出明示	☐	☑	
a.種類	☐	☑	
b.再資源化施設	☐	☑	
c.中間処理場	☐	☑	
d.最終処理場	☐	☑	
e.受入時間	☐	☑	
⑧当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☐	☑	
a.内容	☐	☑	

8. 建設副産物関係(2)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
2　建設発生土及び建設汚泥処理土			
①他工事の箇所へ搬出する場合の明示	☐	☑	
a.搬出箇所・距離	☐	☑	
b.搬出先工事名	☐	☑	
c.搬出先の受入条件	☐	☑	
d.その他	☐	☑	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☐	☑	
a.内容	☐	☑	
3　建設廃棄物の種類と発生量			
①取扱及び処理方法の違う種別毎の廃棄物を明示	☐	☑	
a.種別	☐	☑	
b.種類	☐	☑	
c.工種	☐	☑	
d.発生量	☐	☑	
e.その他	☐	☑	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☐	☑	
a.内容	☐	☑	
4　処理施設等への運搬経路・方法等の規制・制限			
①処理施設等の条件明示(1)	☐	☑	
a.種類	☐	☑	
b.運搬経路	☐	☑	
c.運搬方法	☐	☑	
d.その他	☐	☑	
①処理施設等の条件明示(2)	☐	☑	
a.種類	☐	☑	
b.運搬経路	☐	☑	
c.運搬方法	☐	☑	
d.その他	☐	☑	
②仮置きが必要な場合の内容明示	☐	☑	
a.内容	☐	☑	

8. 建設副産物関係(3)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
5 中間・最終処理場			
①指定副産物の指定再資源化施設へ搬出明示	☐	☑	
a.種類	☐	☑	
b.再資源化施設	☐	☑	
c.中間処理場	☐	☑	
d.最終処理場	☐	☑	
e.受入時間	☐	☑	
6 他工事からの建設発生土を利用する場合			
①他工事から発生する土を利用する場合の条件明示	☐	☑	
a.他工事情報	☐	☑	
b.受入条件	☐	☑	
c.受入時期	☐	☑	
d.その他	☐	☑	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☐	☑	
a.内容	☐	☑	
7 土壌汚染対策法の届出について			
①土壌汚染対策法で規定する一定規模(3,000m2)以上の土地の形質変更を伴う対象工事である場合の県知事等への届出等の明示。	☐	☑	
a.対象の有無	☐	☑	
b.場所・範囲・面積	☐	☑	
c.該当工種	☐	☑	
d.発生量	☐	☑	
e.その他	☐	☑	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☐	☑	
a.内容	☐	☑	

8. 建設副産物関係(4)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
8 ストックヤード(又は土取り場)の建設発生土を利用する場合			
①ストックヤード(又は土取り場)の建設発生土に関する利用の明示。	☐	☑	
a.ストックヤード(又は土取り場)箇所・距離	☐	☑	
b.ストックヤード(又は土取り場)からの建設発生土の土質条件(改良の必要性の有無) 等	☐	☑	
c.ストックヤード(又は土取り場)の管理者(工事名等)	☐	☑	
d.利用時期(土日祝の利用の可否含む)	☐	☑	
e.利用時間	☐	☑	
f.他工事利用件数	☐	☑	
g.利用台数の制限がある場合の制限内容	☐	☑	
h.その他(交通誘導警備員配置、工事用道路(敷鉄板)設置 等)	☐	☑	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☐	☑	
a.内容	☐	☑	

9. 工事支障物件関係

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
1　占用物件等の工事支障物件がある場合			
①工事支障物件の明示(1)	□	☑	
a.物件名	□	☑	
b.物件管理者(連絡先等)	□	☑	
c.物件位置	□	☑	
d.物件管理者との協議状況	□	☑	
e.移設時期	□	☑	
f.その他	□	☑	
①工事支障物件の明示(2)	□	☑	
a.物件名	□	☑	
b.物件管理者(連絡先等)	□	☑	
c.物件位置	□	☑	
d.物件管理者との協議状況	□	☑	
e.移設時期	□	☑	
f.その他	□	☑	
①工事支障物件の明示(3)	□	☑	
a.物件名	□	☑	
b.物件管理者(連絡先等)	□	☑	
c.物件位置	□	☑	
d.物件管理者との協議状況	□	☑	
e.移設時期	□	☑	
f.その他	□	☑	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	□	☑	
a.内容	□	☑	

10. 薬液注入関係

条件明示事項	対象 有	対象 無	特記 該当項目
1 薬液注入を行う場合			
①薬液注入の条件明示	☐	☑	
a.設計条件	☐	☑	
b.工法区分	☐	☑	
c.材料種類	☐	☑	
d.施工範囲	☐	☑	
e.削孔数量・延長	☐	☑	
f.注入量・注入圧	☐	☑	
g.その他	☐	☑	
②注入の管理の明示	☐	☑	
a.注入圧・速度	☐	☑	
b.注入順序	☐	☑	
c.ステップ長	☐	☑	
d.材料(購入・流通経路等)	☐	☑	
e.ゲルタイム	☐	☑	
f.配合	☐	☑	
③産業廃棄物が発生した場合の処分方法の明示	☐	☑	
a.内容	☐	☑	
④地下埋設物がある場合の防護方法の明示	☐	☑	
a.内容	☐	☑	
⑤当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☐	☑	
a.内容	☐	☑	
2 周辺環境影響調査を行う場合			
①周辺環境影響調査の明示	☐	☑	
a.調査内容	☐	☑	
b.調査箇所	☐	☑	
c.調査回数	☐	☑	
d.その他	☐	☑	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☐	☑	
a.内容	☐	☑	

11. その他(1)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
1 工事用資機材の保管及び仮置きが必要な場合			
①仮置きが必要な資機材の内容を明示	☐	☑	
a.資機材の種類	☐	☑	
b.数量	☐	☑	
c.保管・仮置き場所	☐	☑	
d.期間	☐	☑	
e.保管方法	☐	☑	
f.積込・運搬方法	☐	☑	
g.機械の分解・組立等ある場合の回数	☐	☑	
h.その他			
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☐	☑	
a.内容	☐	☑	
2 工事現場発生品がある場合			
①現場発生品の明示	☐	☑	
a.品名・数量	☐	☑	
b.再使用の有無	☐	☑	
c.引き渡し時期・場所	☐	☑	
d.品質検査	☐	☑	
e.運搬方法・費用	☐	☐	
f.その他	☐	☑	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☐	☑	
a.内容	☐	☑	
3 支給品・貸与品がある場合			
①該当品の明示	☐	☑	
a.品名・数量	☐	☑	
b.規格等	☐	☑	
c.使用場所	☐	☑	
d.引き渡し場所	☐	☑	
e.返納方法等	☐	☑	
f.その他	☐	☑	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☐	☑	
a.内容	☐	☑	

11. その他(2)

条件明示事項	対象 有	対象 無	特記 該当項目
4 新技術・新工法・特許工法を指定する場合			
①新技術・新工法の内容の明示	□	☑	
a.工法名称	□	☑	
b.施工場所	□	☑	
c.施工条件	□	☑	
d.NETIS番号	□	☑	
e.その他	□	☑	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	□	☑	
a.内容	□	☑	
5 指定部分の引渡しを行う場合			
①指定部分の内容の明示	□	☑	
a.指定部分	□	☑	
b.引渡日	□	☑	
c.その他	□	☑	
6 部分使用を行う場合			
①部分使用の内容の明示	□	☑	
a.使用箇所	□	☑	
b.使用条件	□	☑	
c.使用期間	□	☑	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	□	☑	
a.内容	□	☑	
7 給水の必要がある場合			
①給水内容の明示	□	☑	
a.関係機関名	□	☑	
b.協議時期	□	☑	
c.取水箇所	□	☑	
d.取水時期	□	☑	
e.取水方法	□	☑	
f.その他	□	☑	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	□	☑	
a.内容	□	☑	

11. その他(3)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
8 コンクリート二次製品の活用			
①コンクリート構造物において、全体最適化の考えに基づき、コンクリート二次製品(プレキャスト)を活用する場合は、特記仕様書あるいは参考資料等にその内容を明示	☑	□	第78条

概略工事工程表

工事名 ： R7横環南新小雀高架橋上部工事

工　種	日数	単位	数　量	令和7年度 11月	12月	1月	2月	3月	令和8年度 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	令和9年度 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
準備工	30	式	1																													・70日間
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｾｸﾞﾒﾝﾄ製作工	72	式	1																													・ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｾｸﾞﾒﾝﾄ製作工(1pt)
架設工(ｸﾚｰﾝ架設)	67	式	1																													・ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｾｸﾞﾒﾝﾄ主桁組立工(1pt)、架設工(ｸﾚｰﾝ架設)(1pt)、支承工(1pt)
横組・連結工	76	式	1																													・横組工(1pt)
PCコンポ橋床版工	224	式	1																													・床板工(1pt)
ｺﾝｸﾘｰﾄ塗装工・剥落防止工	33	式	1																													・ｺﾝｸﾘｰﾄ塗装工(1pt)、剥落防止工(1pt)
橋梁付属物工	173	式	1																													・伸縮装置工(1pt)、排水装置工(1pt)、橋梁用高欄工(1pt)、検査路工(1pt)、銘板工(1pt)
足場工	86	式	1																													・足場(1pt)
後片付け	20	式	1																													・20日間
制約条件 R6横環南栄・戸塚間改良その3工事																																・補強土壁(A1橋台背面)
制約条件 R6横環南栄・戸塚間改良その4工事																																・地盤改良工、土留仮締切工、ヤード整備工、工事用道路工
制約条件 R7 横環南栄・戸塚IC間環境整備その1工事																																・ヤード整備工
制約条件 R7 横環南栄・戸塚IC間環境整備その2工事(予定)																																・迂回路
制約条件 R9横環南栄・戸塚間調整池設置その2工事(予定)																																・調整池
制約条件 R9横環南栄・戸塚間改良その2工事(予定)																																・補強土壁(A2橋台背面)
制約条件 年末年始、お盆			―																													

余裕期間（※任意で設定可能）

雨休率の適用		準備・後片付けを除く、雨休率(猛暑日補正有り)を適用

(余裕期間制度(フレックス方式)の活用について)
本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保のため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者があらかじめ設定した全体工期(余裕期間と工期を合わせた期間)の内で、受注者は工事の始期と終期を任意に設定することができます。
なお、工事の始期までの余裕期間は監理技術者等の配置が不要となります。
(関係機関協議)
工事着手にあたっての関係機関協議について、施工計画書を基とした協議資料作成は受注者が行い、協議は発注者が主体となって実施します。

別図－1

工 事 用 搬 入 路

金井交差点
吹上交差点
戸塚区原宿一丁目
ルート①
金井公園入口
栄区金井町
戸塚区原宿二丁目
戸塚区原宿一丁目
施工箇所
戸塚区小雀町
栄区田谷町
凡 例
事業区域